



田中清隆展「過去式型」より  
東京都中央区銀座のタチカワブラインド「Åtte」(オッテ)にて

【作者の言葉】  
「光」を素材と考え、20年余りこの「光」の作品を制作してきました。この作品＝「言魂(KOTODAMA)」は、「人々の口から放たれた(発せられた)言葉は、宙を舞い広がる。その眼に見えない言葉を光の力を借りて見ることができたら…」との思いで制作したものです。初めにこの作品を手掛けたのは、1990年代で、今回は新たに手を少し加えて展開しました。

第42回

闇の世界に「言魂」が飛び交う

た なかきよたか  
田中清隆さん

光と闇はものごとの陰陽関係を象徴しているように思います。つまり両者は一体的な現象としてあって、光の欠如が闇であり、闇の欠如が光であるというような、そういう関係です。このことは、白黒の関係において、白の欠如が黒であるとは言いきれず、また黒の欠如が白であるとは言いきれない(なぜかという、たとえば白が欠如するところには赤があり、黒が欠如するところには青がある、というような可能性が想定できるわけですから)ということと較べてみるとわかります。

私たちは光そのものを認知することはできず、闇(または陰・影)を伴うことで光を認知します。同じように、闇を認知できるのも光があってこそです。だから光を使ったアート表現も、正確には光と闇で作出す空間表現を見ているということになります。

というようなことを思わず書いてしまったのは、田中清隆さんの光を使ったインスタレーション(空間表現)を見たからです。それは、暗い部屋の中に言葉(日本語の漢字とひらがな)が飛び交うという仕掛けのもので、言葉は字の形を切り抜いた黒い遮体(布か紙のようなもの)の中に光源を置いて、四方の壁や床に投影されるようになっていきます。そして光源が回転したり移動したりすることで、投影された光の言葉が動き、飛び交ったり流れたりするのです。

このインスタレーションのタイトルを田中さんは「言魂(ことだま)」と付けています。「ことだま」という言葉は古くからあって、通常、漢字で

は「言霊」と書きます。田中さんは「霊」を「魂」に置き換えているわけです。いずれにしても「ことだま」という言葉は、言葉が単にコミュニケーションの道具として使われるだけでなく、霊や魂を有するものであるという考え方を表しています。人が言葉を交わすということは「ことだま」を交わすことにほかならないわけで、魂が彼岸と此岸の間を行き来し飛び交うように、田中さんの「言魂」も中空を飛び交っているのです。

言葉は、新聞や本や映画や日常の会話からとられてきています。50年ぐらい昔に流行したようなものもあり、田中さんの個人的年代記を反映しているかのようです。

それはともかく、私にはこのインスタレーションが、闇の欠如としての光と、光の欠如としての闇とが溶け合って、さながらひとつの生き物めいてうごめく時空のように感じられました。そして光や言葉を介して、そこに必然的に伴っている闇の世界に、作者の関心の矢印が向けられているように思いました。

ライトアーティスト田中清隆さんは、そもそもインテリアデザインとして照明を扱うところから出発しています。しかし、照明デザインからライトアートへの転身を導いていったものは、心の闇の領域への関心ではなかったかという気がします。彼のライトアートの世界は多様な作品群に彩られていますが、どれも闇の世界を伴った光の振舞い、あるいは光の振舞いを通して照射される闇の領域への関心が底流していると、私は受け止めました。

闇の欠如としての光と、光の欠如としての闇が溶け合っ

# 土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 652  
2011 May



表紙写真  
「芝桜」

第25回写真コンクール佳作  
奥田 健治●岐阜会

美の工房 工芸評論家●笹山 央

- 03 東日本大震災と土地家屋調査士 ～復興へ向かって～
- 06 「地籍問題研究会」発足記念企画  
地籍問題研究会座談会  
テーマ「地籍問題研究会の役割と展望」について
- 12 平成21～22年度研究所研究経過報告(要旨)について
- 15 人事異動 法務局・地方法務局
- 16 土地境界基本実務V  
「境界鑑定V(筆界の特定技法)」発刊のお知らせ
- 18 ほっかいどう地図・境界シンポジウム2011 part10
- 23 お知らせ  
土地家屋調査士2012年オリジナルカレンダー
- 24 土地家屋調査士制度PRアニメーション  
～土地家屋調査士 THE movie～
- 26 特定認証局の動き  
オンライン申請の最近の動向
- 30 事務局紹介Vol.24  
富山会／徳島会
- 32 会長レポート
- 38 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 39 ちょうさし俳壇
- 40 公嘱協会情報 Vol.89
- 41 会務日誌
- 42 ネットワーク50  
京都会
- 44 会員の広場を利活用ください
- 45 編集後記

# 東日本大震災と土地家屋調査士 ～復興へ向かって～

その発生から2か月を経た東日本大震災。連合会では既報のとおり地震当日に災害対策本部を立上げ、各土地家屋調査士会の尽力、協力の下、会員の安否情報の収集、被災地域の単位会への支援物資の集積・搬送、義援金口座の開設のほか、復興支援のための政府機関とのヒアリングや瓦礫撤去に関する指針等への対応のための現地視察、打合せなどを行ってきた。

今回は実際に見聞した事柄や印象も交えつつ、この度の空前の大震災からの復旧、復興に向けた取組みについて報告する。

## ◇東日本大震災とは…現在進行の空前の災害

今次の大震災は、マグニチュード9.0最大震度7という巨大地震と、内陸5 kmにも達した大津波に、原発事故が複合したもので、被災地域も沿岸部を中心とした東日本一帯に及ぶケタ違いに広範囲なものとなった。警察庁の資料によれば、死者・行方不明者2万8千人に上り、負傷者4千9百人余、道路・橋梁・堤防・鉄道等への被害総計2380箇所余、建物は24万7千戸が被災。報道によれば今もって14万人が避難をしており、市町村によっては自治体組織や機能が消失するなど、関東大震災や阪神・淡路大震災をはるかに上回るダメージを受けた。

土地家屋調査士も岩手会の会員1名が大津波の犠牲となった。心からご冥福をお祈りし、関係者各位にお見舞いを申しあげる。

発生後1か月を過ぎても強い余震が続き、レベル7に引き上げられた原発災害の状況などをみても、いまだ「震災の最中<sup>さなか</sup>」と言えるであろう。

## ◇それでもやらなければならない

この大震災の被害額は、福島原発災害を除き16兆円～25兆円ともいわれており、政府は復興への必要財源を10兆円超として補正予算を組成するという。この金額は地域の行政や産業などを総合した復興計画によっても変わってくるだろうが、空前の規模である。しかも事態はまだ収束しておらず、まさに国難といっている。復興には阪神・淡路大震災以上の対策・対応と、時間が求められるのではないかと感じている。

とはいえ、震災から2週間目、視察のため被災地に降り立ち茫漠とした瓦礫の荒野を目の当たりにしたと

きは、これをどうしたらいいものか想像もつかず、言葉もなかった。瓦礫の量は東北3県で2500万トンといわれており、海上へも流出し、捜索、復旧等の妨げになっている。

だがそれでも、人は立ち上がるのである。

速報でも書いたが、道路の瓦礫を取り除き、交通を確保・復旧する自衛隊、消防、警察、自治体職員に混じって、少しずつ片付けを始める地元の人々の姿があった。復興はひとつの瓦礫を取り除くことから始まっていく。このような復興に向けた地道な道程こそ、本当に苦難であることは想像に難くない。しかし一人一人の小さな働きが結実して、必ずや事態も収束し、この震災を乗り越えて、復興の遂げられる日が訪れると信じている。

## ◇「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について」への対応

このような状況下で、復興に向けて土地家屋調査士に何ができるのか。まず求められたのが、環境省からの損壊家屋等の撤去に関する指針への対応だった。

3月27日に実施した陸前高田市の現地視察において、これに対応するにはこれまでの登記上の滅失の概念である物理的滅失だけでなく、社会的滅失、経済的滅失、法的滅失といった側面からも勘案する必要があることが判明した。津波にさらわれ原型を留めることのない家屋はいうまでもないが、躯体の残っている堅牢な構造の建物や、躯体や原型を留めたまま流されてきた家屋をどのように取り扱うのか。この辺りが登記上の滅失のみの概念では判断しがたい部分となってくる。例えば、基礎で土地に定着し柱や梁などの躯体が残って

いても、建物として今後の利用に耐えない状態のもの、内部が瓦礫で埋まり、壁に穴があき柱が捻じ曲がっているようなものは経済的に復旧が困難な状況であり、社会的、経済的滅失といわざるをえない。原型を留めたまま流出した家屋は、土台から離れ定着性を失った時点で登記法上の不動産としての要件を欠いたとの判断もできるが、基礎の上に載せ直せば不動産として回復しうる…のか。そのために行う工事など常識的に考えれば同様に社会的、経済的滅失ということになるだろう。流出して建物が他人の土地に移動した場合、その家屋を撤去しないまま放置すれば、それは土地を不法に占拠していることになりかねず、土地をめぐる権利関係も十分考慮して法的な滅失として認定しなければならないだろう。

損壊家屋撤去の判断と記録業務の手引き等については、このような考察を背景に検討を重ね、マニュアル等も完成し、実施に向け邁進している。

#### ◇「被災建物の「滅失登記」の国による代行」への対応、その他について

法務省は、東日本大震災の被災者の支援策として、倒壊したり流失したりした建物について、各地の法務局が土地家屋調査士会に調査を委託し、職権で登記手続を進めることにした旨、報道があった。復興関連の補正予算案に委託調査費を計上できる目途がつき次第、手続きに入る見通しとのことである。

また法務省から、東日本大震災の被災地域において、生活の基盤である家屋を失われ避難所生活を余儀無くされ、さまざまな不安を抱えておられる多くの地域住民の方々を対象とする登記相談会を、登記所職員に加え、登記事務の専門家である土地家屋調査士及び司法書士が一体として行いたい旨の協力要請があり、連合会は、この官民を挙げての取組みに対して協力することとしている。相談会については自主的な動きとして、宮城会から「土業災害支援」の一環として弁護士、司法書士等とともに、3月26日から避難所を巡回して相談会を開催している報告もされている。

このような被災現地における損壊家屋等の撤去についても、職権滅失登記についても、法務局や他士業と連携した相談会などにも、その地域の地元の土地家屋

調査士が国家資格者として、専門家として対応し、復興に貢献していくことが肝要であろう。地元の会員であればこそ、思いと正確な情報の共有ができ、よりよい防災と復興に繋がるものだからである。被災した会員の業務への早期復帰に向けた支援の展開と並行して、ぜひ地元の土地家屋調査士会で取組んでいただきたいと思う。

さて一部には土地家屋調査士が物量的に対応しきれるか危ぶむ声も上がっているが、例えば、福島会には283名もの会員がいるのである。これだけの数のプロフェッショナルがいれば、原発災害の影響を考慮しても十分にカバーしうるし、万一必要があれば東北ブロック全体では1,300名近い会員がおられるので、さしあたってこのことは心配する必要はないと考える。

#### ◇復興への道程について

専門資格者が国や地域や人々の、災害からの復興に貢献するためには、まず災害が発生した際には土地家屋調査士会と会員の被害を正確に把握し、会組織や会員の業務の速やかな復旧を援助することが重要である。このたびの大震災において、連合会では災害対策本部を通し、会員の安否確認と被害状況等の情報収集、被災地域の会と会員への物資等の支援を行い、いままた復興支援対策本部を並設し活動を続けている。特に安否確認と物資等の支援は、全国の土地家屋調査士会、会員の方々のご協力なくしてなし得なかったもので、ご尽力に心から感謝申しあげる。

すでに復興に向けてさまざまな動きが始まっている。「復興構想会議」は住民の要望を第一に、6月にもグラウンドデザインを取り纏める予定とのこと。1日でも早い復興。それを決して希望しないのではないが、東北地方だけをとりても、三陸海岸のリアス式の複雑な地形のように、そこにある行政や産業や事情は千差万別である。過剰な復興や住民の望まないものにならないよう、例えば迅速に行わなければならないことと時間の必要なものによく吟味して分けて取り組まれることを、それに土地家屋調査士が微力でも力を合わせるができるよう、心から望む。

連合会広報部

## 東日本大震災に関する打合せ会

平成23年4月21日(木)午前9時30分から正午まで、土地家屋調査士会館4階会議室において、東日本大震災によって甚大な被害を被った被災会から、宮城会 鈴木会長、鈴木業務部長、福島会 柴山会長、五十嵐副会長、岩手会 菅原会長、上田副会長にご出席いただいて「東日本大震災に関する打合せ会」が開催された。



日本土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という)からは、松岡会長、大星・志野・竹内・関根各副会長、瀬口専務理事、竹谷常務理事、國吉・大場・小野・加賀谷・山田・小林各常任理事、岩淵・児玉両理事の15名が出席した。

会議では、宮城会、福島会、岩手会から現状報告と連合会への要望が行われた。各会からこれまでの全国からの支援に対する感謝と今後、予定される瓦礫撤去、職権建物滅失登記、地震保険調査、相談会等の復興事業への期待と要望が述べられた。

義援金の集計と緊急支給の報告に関しては、大場財務部長から、以下のような説明がなされた。

- ・義援金は規則に縛られないものとして、被災会へ給付するものであり、当該会において運用され、その

運用に関する詳細な報告を求めない。

- ・大規模災害対策基金からの給付金については、その運用を当該会の自治に委ねるものであるが、その運用に関する詳細な報告を求める。
- ・相談会への出向謝礼等については、実施状況などの全体を把握しながら対応する。
- ・大規模災害対策基金及び義援金の給付に係ることから、半壊の基準を明確にし、連合会から指針を示す。復興支援に関する事項として「相談会の開催」、「職権による滅失登記の調査支援」、「地図と現地の境界との対査作業への支援」、「現地会員への測量機器等の寄贈もしくは貸与に関する取組」、「地震保険の調査協力」、「瓦礫撤去の指針への対応」などの説明がなされた。現段階で確定しているもの、調整中の案件などあり状況の進捗については、各会と協議しながら進めていくことが確認された。

21日午後1時30分からの連合会第1回理事会においても、宮城会 鈴木会長、福島会 柴山会長、岩手会 菅原会長には、連合会役員に対して各会の状況の概要の説明をいただいた。



# 「地籍問題研究会」発足記念企画 地籍問題研究会座談会

テーマ『地籍問題研究会の役割と展望』について

まだまだ春とは言えない寒さが身にしみる頃、平成23年2月22日(火)日本土地家屋調査士会連合会会議室において、昨年10月3日に土地家屋調査士の夢を乗せてスタートした「地籍問題研究会」の発足を記念して座談会を開催しました。

この座談会は、全国の土地家屋調査士に地籍問題研究会に対する理解を深めていただき、多くの方に入会へと導くために企画されたものです。参加者には、地籍問題研究会事務局長の鎌野邦樹先生と、土地家屋調査士の若手を代表して2名の方に参加していただきました。

やはり最初は皆さん緊張の色が隠せないようで、表情や発言にも少し硬さを感じましたが、山田広報部長(地籍問題研究会事務局次長)の巧みな進行で、だんだん参加者の緊張も解け、短い時間でしたが、核心に迫った内容となり、有意義な座談会となりました。

## 出席者

地籍問題研究会副代表幹事・事務局長  
鎌野邦樹先生  
(早稲田大学大学院法務研究科教授)  
日本土地家屋調査士会連合会  
大星正嗣副会長  
石瀬正毅会員(東京会)  
秋山昌巳会員(千葉会)  
山田一博広報部長(進行)  
佐藤栄二広報員(取材)  
(以下、敬称略)

## 座談会の主な内容

- ①地籍問題研究会設立の経緯
- ②地籍問題研究会の目的と役割
- ③活動内容や研究方法等について
- ④土地家屋調査士の果たす役割
- ⑤情報発信による効果
- ⑥将来の展望

山田 「地籍問題研究会」の座談会を開催します。進行役は広報部長の私、山田が務めさせていただきますのでよろしくお願いします。この座談会のテーマを「地籍問題研究会の役割と展望」としましたが、皆さんの自由で活発なご意見をお願いします。

最初に、地籍問題研究会事務局長の鎌野先生からご挨拶をお願いします。

鎌野 地籍問題研究会が今年の10月3日に設立され、土地家屋調査士の長年の夢が叶ったわけでありませぬ。それまで着々と準備が進められ、私も含めた各関係分野の研究者と実務者が発起人として名を連ねてスタートしました。すでに、設立趣意書が作成され会員の募集と入会手続が進められています。

発起人には各関係分野を代表する先生方がおられる中、松岡会長から事務局長の打診がありましたが、大役であり当初はお断りをさせていただきました。しかし、会長の熱意と研究会の設立の趣旨を拝見し、微力ながらご協力させていただくこ

ととなりました。

さて、その「設立趣意書」は全体的に格調高くできております。私は法律学、特に「不動産登記法」を研究していますが、どちらかというところ、権利に関して色々研究をし、学生に講義もしていますが、その基盤である地籍に関して今までほとんど認識がありませんでした。いくら権利のことを言ってもその対象となる土地がどこかはっきりしない、またその対象を巡るいろいろな問題があって、それがそういった権利または法律制度に影響していることを改めて認識をしました。

これは、別に法律学だけの分野ではなく、趣意書にも示されているような、歴史、文化、生活環境、都市計画、農業、林業、不動産取引等と多岐にわたって密接に関係しています。やはりそういう分野がそれぞれの知見を出し合って「地籍」というキーワードをもとに共通する基盤、地盤をもとに、研究や意見交換をする必要があると改めて認識し、この研究会が意義深いものとなるわけでありませぬ。そして

私だけでなく、それぞれの専門の研究者あるいは、これを機会に入会される様々な分野、特に土地家屋調査士の方々は、おそらくそういった認識の上で、言わば[地籍]ということを中心とした学術または実務者としての集団になることを願っています。

実際の事務的なことに話を移しますと、日本加除出版で事務局を引き受けていただきました。いままで何度か幹事会を開催し、現在は3月26日に開催される第1回の総会と研究会(※東日本大震災により延期)に向けての準備を進めています。それで第1回の総会と研究会には、地籍の分野で日本を代表する法律、実務、行政、工学系それぞれの先生方に講演をいただくこととなっています。以上、私がなぜこの研究会に関わるようになったのか、この研究会の想い、またこの研究会の設立趣旨と経緯について私の感想を交えて説明をさせていただきました。後は、皆さんが自由にご発言いただければと思います。

**山田** ありがとうございます。では、今回のこの座談会の趣旨説明を佐藤広報員からお願いします。

**佐藤** 昨年の10月3日に「地籍問題研究会」が発足し、現在全国の土地家屋調査士に研究会への入会のご案内を実施しているところです。この座談会を通じて、研究会の発足の趣旨や役割及び活動内容、この研究会での土地家屋調査士の役割等を詳細にし、日本土地家屋調査士会連合会会報により情報を発信し、全国の多くの土地家屋調査士に賛同していただき会員となることの役割を少しでも果たせたらと思い、この座談会を企画し開催した次第です。座談会の内容は、広報部で準備しましたが、皆様の率直なご意見を語っていただければ幸いです。

**山田** では、本題に入るまえに、自己紹介をお願いしたいと思います。



**鎌野** 早稲田大学法科大学院教授の鎌野邦樹と申します。「地籍問題研究会」の代表幹事の鎌田薫先生(早稲田大学総長)を始めとする幹事の先生方のお手伝いをさせていただくことと研究会全体の事務についてのお手伝いをさせていただくこととなりました。よろしく申し上げます。



**石瀬** 東京土地家屋調査士会の石瀬正毅と申します。私は平成15年に開業して8年目となります。今回このような座談会にお誘いいただき、ありがとうございます。何分勉強不足ですが、この座談会を通じて、地籍問題についての意識を高めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

**山田** どうもありがとうございます。石瀬さんは、今年から東京青調会の会長をされています。



**秋山** 千葉県土地家屋調査士会業務部理事の秋山昌巳と申します。私は平成17年に開業して6年目となります。業務部ということで、地籍という意味合いとしては、所管のテーマということであり、やはり土地家屋調査士はこれに取り組んでいかななくてはならないわけですから、大変興味もある分野ですので、今日は、是非勉強させていただければと思っています。



大星 連合会副会長の大星正嗣と申します。出身は石川県の能登半島です。この地籍問題研究会につきましては、当初から発足準備に携わってききましたのでこの座談会に参加させていただきました。連合会の役員を退任してもこの研究会にはずっと関わらせていただこうと思っています。



山田 連合会広報部長の山田一博と申します。このような研究会は日本でも画期的であり研究会の発足のお手伝いに参加させていただき非常に光栄に思っています。それと土地家屋調査士制度制定60周年は今年度までですが、次世代に向かって土地家屋調査士が実務者としてどういう役割を果たせるのかをあせらずに取り組んでいきたいと思っています。



佐藤 連合会広報部広報員の佐藤栄二と申します。大分県土地家屋調査士会では、業務部の理事をしております。私としては、地籍調査事業と14条

地図作成作業に携わった経験がありますのでこの地籍問題研究会の設立趣旨及び規則を拝見し大変興味をもちました。この会に参加させていただき、微力ではありますが、研究会の発展に尽力したいと思っております。

山田 では本題に入らせていただきますが、先ほど鎌野先生から研究会発足の趣旨と先生の研究会への関わりについてお話いただきましたので、土地家屋調査士側から地籍問題研究会設立の経緯を大星副会長から説明いただきたいと思います。

大星 一番最初の発案は松岡会長からであります。まず2006年11月に京都で国際地籍シンポジウムが開催されました。これは、国際地籍学会の主催によるもので、台湾、日本、韓国が2年おきで順に担当して開催されるものです。この時は、同時に土地家屋調査士全国大会と銘打って、全国から約3000人の会員または関係者に参加していただき「京都地籍宣言」を謳い上げました。その中に、将来に向けて当時は「地籍学会」と言っていましたが、このようなものを日本に立ち上げようと宣言しました。設立時期については、土地家屋調査士制度制定60周年を記念して平成22年に設立しようと目標を立てて準備してきたわけです。冒頭で鎌野先生がお話されたように、昨年10月3日の設立までの間に何回か地籍シンポジウムが開催されてきましたが、いろいろな先生方に地籍について、これからは研究者と実務家が一体となって研究する機関を立ち上げたいとご相談をまわりました。当初の学会というシフトからもっと幅広く先生方に集まっていただくということで、この研究会の発起人の先生方の顔ぶれを見てもお分かりになるように、いろいろな分野からお集まりになっていただいています。これは、地籍というものを学域とか業域などを超えて幅広く研究していただくということで「地籍問題研究会」として立ち上げたわけです。設立するまでの準備は大変でしたが、これからは、この「地籍問題研究会」をきちんと維持していくことがもっと大切なことです。今日参加していただいた石瀬さん、秋山さんのような若い土地家屋調査士が「地籍問題研究会」をご自分たちの研究機関としてしっかり育てていただきたい。これは、我々先輩土地家屋調査士として切なる願いであります。外部機関(日本加除出版)での運営ですが、きちんと軌道に乗るまでは、連合会

がサポートしていきますが、いずれは、若い方々にバトンタッチしていきますので是非ともよろしくお願ひします。以上が設立までの経緯であります。

**山田** ありがとうございます。それでは、少し踏み込んだ内容について話し合いをしていきたいと思ひます。「地籍問題研究会」の目的としまして、規約の第2条に謳われていますが、「研究会は、地籍に関する研究者、実務者その他、地籍問題に関心を持つ者相互の協力を図り、研究発表、情報交換等の場を提供することを通じて、地籍に関する研究の推進、実務の改善及び制度の発展に寄与することを目的とする。」という情報交換の場ですが、何かその中で役割を果たせるかということをし頭のの中に置いていただいご質問や研究会の活性化へのご提案等のご意見をいただければと思ひます。

**石瀬** 先ずは、地籍問題を研究する題材としまして、わが国において地籍事業等推進すべき事業がどれだけあるのかということ、それに併せまして国の政策はどうなっているのかということから勉強していきたいと思ひています。地籍問題と聞くとまずイメージするのは、地籍調査推進計画ですが、これをどう考えていくのか、我々がこの中でどのように活躍すべきなのかということから自分なりに勉強していきたいと思ひています。

**山田** では石瀬さんとしては、現在どのような取組みをされていますか。

**石瀬** 現在東京では、地籍調査事業の進め方と、問題点等を題材に月に1度の割合で勉強会を開催しています。その結果、知識を持った人材が増えれば良いと思ひます。今は、実務でできた具体的な問題点の対応方法について勉強会をしており、実務に役に立てればと考えています。また、私もその勉強会に参加させていただいているところです。

**山田** その実務的な話があつて組織や制度的な話ができるので、その取組みは非常に大切なことだと思ひます。

**大星** この研究会には、色んな分野の学者の先生方もいらっしやいます。この中で我々土地家屋調査士は実務家の立場として、実際に従事した、地籍調査

事業や14条地図作成作業の中で、どうも納得がいかなかったこと等の問題点が沢山あるはずで。このような問題点を逆に先生方に投げかけ提案することが我々実務者としてこの研究会での役割だと思ひます。やはり実務に役立たなければいけないわけで、最終的には制度を変えるとか法律を変えるとかそのような情報発信にも繋がっていくと思ひます。その一番もとになるのが、石瀬さんがおっしゃったように現場から出てくる問題である訳ですから、どんどん出してもらいたいですね。実務で問題にぶち当たった時に現場で解決させて終わってしまっているが、また同じような問題が起きて何の解決にもならないと思ひます。問題点をこの研究会にどんどん提案してもらい、共通した問題点であれば先生方が研究し理論構成等をしていただき、実務が円滑に実施できるよう、最終的には法律や制度を変える等の情報を発信していければと思ひています。

**鎌野** 今、大星副会長がおっしゃたことは正しく我々研究者が一番望んでいることです。現場で実際どのような問題が起きているのか、情報をいただきたい。そして一緒に研究をさせていただきたい。それが、我々研究者のこの研究会での役割だと思ひます。私の経験した一例を挙げると、阪神・淡路大震災の時に、今まで立法者も予想しなかった問題が次々と起きてきて、現場の行政側や弁護士、不動産鑑定士等がその対応に混乱を来たしていました。しかし震災復興ということで緊急に解決していかなくてはならないわけでありました。そこで他の研究者と現場から出てきた問題点を検討し理論立て等をした結果、その法制度の根幹に関わるものが法改正等に繋がったという経験があります。ですから地籍に関する問題にはそのようなことが多くあると思ひますので、情報をいただき一緒に研究させていただければ幸いです。また実務者のお付き合いの経験から感じたことは、実際の現場では、法が想定していることや我々が考えられる色々なことについて一歩も二歩も先を行っています。理論的には少しおかしいのではないかとすることを裁判所やその他の行政機関等にそのような言い方言っても認めてもらえないのではないかと、という時に、例えばどのような言い方をしたら認めてもらえるのか、ということを実務者と一緒に考えていって、幾つかの最高裁の判決を勝ち取ったり、また立法に繋がっていった経験があります。よって、実務上

に起きた問題は遠慮なく、この研究会を通じてどんどん提案していただきたい。

**山田** どうもありがとうございました。では、秋山さんお願いします。

**秋山** 設立趣意書の中に「古くは、7世紀の班田収受の法に遡るといわれる日本の地籍に関する制度…」と書かれているように「地籍」という言葉の中には壬申戸籍と土地の集約がされていて、そのための制度だと考えられます。当時なぜ土地の内容を把握しなくてはならなかったのかということ考えた場合、やはり税金等の目的があったと思いますが、まず昔と現代とでは、生活に伴う情報量が全く違ってきていると思います。情報の基盤となるのが地図だと思いますが、それにも関わらずその情報の基盤となっている現代の地図には登記記録のみの情報しかなく、土地取引やその他の生活に必要な情報が少なすぎるのかと思います。登記記録以外の情報はいろいろな機関に蓄積されていますが、それと連動されていない所があって不便です。例えば、私とその土地を買おうとしたとき、その土地に必要な情報はいろいろな所へ行かないといけません。その問題を解決するには情報の一元化が必要であり、そのための法整備等を研究する基盤となるのがこの研究会での役割の一つではないかと思いました。例えば、地図の情報の中に登記記録の情報だけでなく、都市計画の用途地域の情報やライフライン等の様々な情報をワンストップ的に国民に提供できたら良いのかなとも思います。また、地籍調査事業はいまの実施状況からみても今後何年かかるか不明です。その事業推進するための法制度の整備等もこの研究会でできたら良いのではないかと思いました。

**大星** 例えば韓国では、土地の登記情報だけではなく、土地の評価も登録されています。日本も将来的にはいろいろな情報が組み込まれて、秋山さんが言うように、情報の一元化ができると良いですね。また地籍調査の推進については、過去に会員から様々な意見や提案がありました。これからは、そのような提案も研究会に投げかけていくようなシステムを構築できたら良いのではないかと思います。

**秋山** 先ほど鎌野先生から阪神・淡路大震災のお話をされましたが、もう一つは災害復興ということ

が国民にとっては安心感に繋がるのかと思います。災害が起こった後に土地家屋調査士は何かができるのかという発想の中にその基盤情報として、地図が整備されていることが、早く復興ができるのではないかと思いました。

**山田** ありがとうございました。佐藤さんお願いします。

**佐藤** 規約では、研究会の目的(第2条)を達成するために、第3条でその活動について謳っていますが、その中の第2項で「地籍に関する研究者及び実務者の育成及び支援」についてですが、現時点で具体的な内容や活動計画等があれば教えていただけないでしょうか。

**鎌野** 多分双方向からの問題を提案しその内容に応じて分科会のようなものを立ち上げてそこで検討することも考えられると思います。本研究会ができたので、先ほど土地情報の一元化のお話ができましたが、国民あるいは我々からするとその土地に色々な意味に関心がある時にその土地の全体や権利関係のような登記情報、都市計画とか、場合によってはその活断層とか土壤汚染等の情報は一応は行政が把握していますが、それは縦割りではなかなか一元化ができていません、そういうことを行政でなく、民間の側から一元化することも考えられます。そういった土地情報の一元化については、やはり何人かの専門家が協力しなくてはいけないことで、そこには主体となって主導的な役割を担うのが土地家屋調査士のいるこういった研究会なのかなと思います。そもそも土地情報の一元化とは何なのか、どのような情報化が必要なのか、どのようなものをそこに盛り込むのか、国民が望むものはどういうものなのか、またそれをどういう形で提示するか、例えばそういったことを検討する分科会を立ち上げて面白いのではないのでしょうか。

**山田** 土地家屋調査士は全国にいますし、発起人の大学の先生は関東の先生が多いですが、福岡とか京都や大阪の大学にもいらっしゃいます。そういった分科会などもそれぞれの地域で実施していくことも考えられますね。また大学の学生も含めて、その大学と連携して一緒に研究したり、またそのための支援をしたりしてはどうでしょうか。これから研究会が始まっていくわけですが、や

はり土地家屋調査士は実務家として今の現場で感じていることを提案していった、研究者の先生と様々な情報交換をしてこれを根付かせていくために、活動をしてそれを様々な場面で活用していただくような、そのきっかけとなるような研究会ですので、その第一歩の座談会としては様々なご意見をいただいてこれを会報で全国の会員にお知らせし、賛同を得て、みんなで盛り上げていきたいと思っていますので、今後ともご協力をお願いします。

それでは最後に座談会の感想など、一言ずついただけないでしょうか。

**石瀬** 本日この座談会に参加させていただいて、地籍の問題に関する、これから我々土地家屋調査士が考えていかななくてはならないテーマと活動内容が少しずつ見えてきました。先ずはこの研究会に参加して問題意識をもって勉強したいと思います。そして実際の制度や仕組み作りが各地で出来上がり、分科会等の研究会が開催されていくことを望んでおります。

**秋山** どうしても地域にいますと通常の業務のみの話をしてしまいますが、制度とか将来とか考える上では、もう少し色んなものを自分の仕事だけではなく、高い地点から俯瞰して見るようなそういう目線というものをやはり改めて認識しましたので、そういう目線をもってこれから日々考えて行きたいと思いました。

**佐藤** 私のこの座談会での役目は、参加者の方々の気持ちを全国の会員にお伝えし、この研究会が賛同を得られるような情報を発信したいと思っています。また鎌野先生や松岡会長、大星副会長のようこの研究会の発足に携わってこられた方々の想いや、この研究会での土地家屋調査士の思い描く夢が叶うよう一人の土地家屋調査士として微力ながら尽力したいと思います。

**鎌野** 私の経験からいいますとこのような研究会を維持していくコツは、はじめからそう頑張らない方がよいと思います。焦らず、ゆっくりと確実に進めていく方が長続きするのではないのでしょうか。また、若手の方にお任せし、役員方々はそれを見守る方が良くと思います。

**大星** 長続きするというのであれば、発起人の先生方の中には将来有望な若手の先生方も含まれています。そういう意味では、先ほどから何度も言っているように、若手の方に受け継いでいただき、これを長くずっと継続していただき、ちゃんと社会のシステムの中に組み込められるような研究会にさせていただくことが、私の強い想いであります。

**山田** 本日はお忙しい中、ご参加していただきありがとうございました。また次回このような座談会を企画した際にはご協力していただければ幸いです。本日はありがとうございました。



#### 最後に

3月11日(金)午後2時46分頃、東北三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の大地震が発生し、その地震によって最大約15mの大津波が東北地方の太平洋岸を襲い、戦後最悪の死傷者と行方不明者となりました。亡くなられた方には謹んでお悔やみ申し上げ、負傷者の方々には一刻も早いご回復を祈念するとともに、行方不明者のご家族ご親族におかれましては一刻も早いご帰還をただ願うだけでございます。

また、この地震は、人的被害のみでなく、特に地震の後の津波で住宅地や、農地などを呑み込み、かけがえのない財産まで奪い破壊してしまいました。我々土地家屋調査士は不動産における国民の権利の保全を図ることを目的の一つとして資格を与えられた専門家として、災害復興を視野にした災害対策について、もう一度原点に戻って、我々土地家屋調査士が何をすべきだったのか、またこれから何をすべきなのか、一人一人が考えなければいけないと痛感しました。

あの阪神・淡路大震災が本当に教訓として生きたのでしょうか。「地籍問題研究会」の一つの大きなテーマであると思います。

広報員 佐藤栄二

# 平成21～22年度研究所研究経過報告 (要旨)について

東日本大震災によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに被災地の一日も早い復旧・復興を心より祈念いたします。

4月号では、橋本伸治研究員の「ADR認定土地家屋調査士の代理業務についての一考察」、藤井十章研究員の「仮想基準点スタティック測量を用いた位置参照点実証実験」、井畑正敏研究副所長の「戦後の土地改革 自作農創設特別措置法と登記を中心として」の研究(要旨)を掲載する予定でした。

しかし、東日本大震災における連合会の活動報告を緊急に掲載したことから、紙面の関係で4月号掲載予定の研究報告(要旨)の掲載を5月号に延期しましたことにつき、読者の皆様、ご寄稿いただいた研究員各位には大変ご迷惑をおかけいたしました。

併せて、緊急に対応が必要であったことにつき、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## ADR認定土地家屋調査士の代理業務についての一考察

研究員 橋本 伸治

土地家屋調査士会型ADRセンターは数的には全国的に整備(ただし、ハード・ソフト両面で整備されているかは疑問であるが)されつつある中、開店休業状態のセンターも少なからず散見される。また一方で、ADR認定土地家屋調査士(以下「認定調査士」と称する。)のADR代理業務については全国的に未だ目を見張る実績が報告されておらず、特別研修受講者数も年々減少傾向にあり、こうした表面的現象から認定調査士の存在意義を疑問視する向きもある。もっとも、相談業務または日常の境界確認業務において調査士が意を尽くし境界紛争を未然に防止又は解決している事例も相当数あり、代理業務の実例数にのみ拘泥するのは木を見て森を見ずの喩えに該当する懸念があるので注意を要する。

既に5年の年月が経過した認定調査士制度であるが、その業務体系の構築は未だ暗中模索の状態にあると言っても過言ではないであろう。本稿では、認定調査士のADR業務活用に資するため、阻害要因の分析と対応、ADR相談業務・ADR代理業務の実

務全般及び報酬体系の考え方を概観し、活用を図るための具体的方策を考察した。加えて、認定調査士の将来的な発展像を模索し、未来の認定調査士制度設計の提案を試みた。

さて、前述のような現象を惹起している要因としては、弁護士との共同受任という法制度的枠組みや、認定調査士・弁護士のADR制度への理解不足、認定調査士の実務能力の欠如及びその研修体系構築の不備、認定調査士にとって通常業務とは異質とも捉えがちなADR制度の本質論的な未消化問題、利用者側への周知不足、さらには境界紛争自体に内在する性質的問題など実に様々な要因が考えられる。これらの要因を分析しながらその対応策を考察した。調査士会ADR制度の不断の広報活動も勿論必要ではあるが、認定調査士側にも意識改革や継続的体系的な研修が必要であり、これらの提言を試みた。またADR業務特有の報酬体系構築も喫緊の課題であり、考え方のヒントを模索してみたものである。

ところで、ADR相談業務は、認定調査士と一般市民とが初めて接触する重要な一局面であり、この相談業務において依頼者と確固たる強い信頼関係が形成されないと、後続のADR代理業務へ繋がることは極めて困難と言えよう。相談者に対して十分満足・納得のいく相談を提供することは、認定調査士の社会的評価を高め、後続のADR代理業務を円滑

に進める上でも重要な意味を持つものである。こうした利用者との堅い信頼関係を構築し、心のケアにも配慮しながら、ADR代理業務では共同受任の弁護士と相互に補完または相乗作用が図れるよう、認定調査士としての知見を最大限発揮することに務めるべきであり、その具体的対応方法を考察してみた。

さらに、境界センターや筆界特定制度との連携も視野に入れつつ、司法予防的業務の拡充、認定調査士制度の将来的発展(境界訴訟代理権や、調仲人構想など)について制度設計に関する提案を試みたものである。

『「よくできる法律実務家」とは、知識が深く、広く、技能が高度であり、見識も高い人であり、「あるべき法律実務家」とは、知識・技能・見識が一定水準に達しており、それらにバランスがとれている人である』と言われるように、私たち認定調査士も、「よくできる認定調査士」、「あるべき認定調査士」へと飛躍し、リーガル・サービサーとして社会的に確固たる地位を築くことによって、土地家屋調査士会型ADRを広く社会に浸透させ、境界紛争解決の支援という社会的要請に応えられる真の職能集団に脱皮できるものと期待したい。そのためにこそ、私たち認定調査士は、日々研鑽に努め、境界問題で悩みを抱える土地所有者の方へ躊躇することなく暖かい手を差し伸べ、積極的にその責務を全うしなければならないであろう。

## 仮想基準点スタティック測量を用いた位置参照点実証実験

研究員 藤井 十章

土地家屋調査士は、表題登記情報を取得する専門資格者として、戦後から今日まで活躍してきました。また、地理空間情報活用推進基本法の施行を受け、国内唯一の地籍情報に関する資格者と位置付けをめざし活動を深めております。

兵庫県土地家屋調査士会阪神支部は、平成16年より、今まで表題部登記の完了をもって、その活用されなかった登記情報・地籍情報に注目し、その活路を見いだす研究を始めました。翌年以降には、支

部の事業として起業し、資格者としての責務を果たすべく、不動産登記規則77条に規定する地積測量情報作成することを目的に掲げ、地理空間情報位置参照する目的で位置参照点を運用してまいりました。今後、土地家屋調査士がさらなる不動産の権利の明確化に寄与するには、地理空間情報にその活躍の場を広げていかなければなりません。

今般、我々のさらなる業務活動区域の拡大を図る為に、整えるべき業務データの有り方を含め、世界測地系座標による筆界点の表示がなぜ必要なかを説くとともに、これまで行ってきたNetwork型RTKGPS測量(FKP方式)に追加して、仮想基準点(VRS)スタティック測量による測量方式を導入することで、今までの業務の流れの問題点を整理して、さらに業務を行いやすい環境を自ら構築していくとともに、我々土地家屋調査士の今後を考えたいと思います。

## 戦後の土地改革

### 自作農創設特別措置法と登記を中心として

研究員(研究副所長) 井畑 正敏

#### 一 はじめに

明治初期に行なわれた地租改正事業の結果、農村における農地の近世的土地所持権(正確には地主的土地所持権)は、明治政府によって近代的所有権として認められることとなった。しかし現実の土地を支配していた百姓の土地所持権は、このことによって近代的地主的所有権と小作権との関係に様替わりすることとなった。

地租改正事業において確定された各土地の筆界線についての研究は多くなされ、我々土地家屋調査士も「原始筆界線」として沿革を調査するなど、登記制度の根幹として位置付けてきている。

ところが我国の土地制度史には、百姓的土地所持権が近代的土地所有権としてその実質が与えられた画期的な事業が更にもう一つあるのである。

それは戦後、我が国が連合国の支配をうけていた当時、時の連合軍総司令部における占領政策の重要事項として、司令部の執拗な要請に基づき短期間に、

---

急速に遂行された農地改革である。農地改革は、当時既に農地であり、小作の対象とされていた土地を、対象としていた小作人の土地所有(自作農)への改革と、未墾地(山林や原野など)の開拓にともなう自作農の創設(自作農創設特別措置法第30条以下)という事業を含んでいた。

これらの事業においては、いずれも登記手続が最終的に求められ、登記手続の完了が事業の完了と位置付けられていた。これらの事業が実施された当時は、登記制度の観点から見ると土地台帳制度と登記制度が併存した時代であり、登記制度は権利の関係を守備範囲とし、台帳制度は権利の客体を対象としていたのである。そのときに筆界線に影響を及ぼす例えば、買収対象土地の実測面積と公簿面積が相違する事例が数多く存在し、登記簿面積を更正しないままに権利移転を行なった場合とか、新たに開拓した農地を土地台帳上に登録する場合とかが数多く認められたが、これらは当時の連合軍司令部という絶対的権利者の緊急に完成を求める強い要請をうけ後送りとされ、不動産登記法等の特例として措置された。当時、自作農創設特別措置法が対象とした土地の面積は約200万町歩(約20,000 km<sup>2</sup>)、未墾地約100万町歩(約10,000 km<sup>2</sup>)、筆数約3200万筆と未墾地約400万筆に及び、新たに約316万6千戸の地主が誕生したとされている。

我々土地家屋調査士は、綿々と続く土地の沿革を調査し、飽く迄も一筆の土地が新たに登記されたときに定められた筆界線の位置を求めなければならない。その為に地租改正事業より後の時代に行なわれ

た農地改革については、じっくりとその意義なり当時の取扱基準等について研究する必要があるものと考え、ここ数年資料の収集に努めてきた。これらの事業は、日本が連合軍総司令部の支配を受けていた時代に急速に遂行を余儀なくされた事業であり、我が国の登記制度の画期的な特例として取扱われた事案であるが、戦後の混乱期に行なわれたものであり、具体的な資料の保存状況は極めて劣悪である。

又、土地台帳と登記簿とに分かれて二元的に処理されていた事案が後に一元化され、そしてその土地の大部分は農地から非農地へ転用されているのが実情である。今我々は、変化した時代のなかで、正確に沿革を調査する必要性に直面しているのである。

二 又、一方、都市部における土地改革についても目を向けておく必要がある。

町屋敷についても、明治期の地租改正は行なわれ、江戸期の町人が所持した町人の近世的土地所持権は、明治政府によって近代的土地所有権として認められ、都市部における大地主を生じさせた。農村で小地主を多数誕生させたことをうけ、大地主の解体を民主化と位置付けた都市部の改革は、市街地については、農地改革のような土地の所有権そのものを対象とした直接的な土地改革は実施されなかったが、昭和21年の財産税法の施行により財産税として多額の税を課すことにより、多くの大地主は土地を手放さざるを得ないこととなった。このときに急激に市街地における分筆申告手続きは増加し、小地主が次々と誕生したのである。これらについても研究対象としていくべきと考えている。



# 土地境界基本実務Ⅴ 「境界鑑定Ⅴ(筆界の特定技法)」

## 発刊のお知らせ

平成18年7月31日刊行 A4判並製カバー装箱入 285頁 会員頒布価格2,000円(税込、送料込)

各位

土地境界基本実務叢書の続編、第Ⅴ巻「筆界の特定技法」を発刊しましたので、御案内いたします。

日本土地家屋調査士会連合会

### ■ 発刊に際して(抄) ■

日本土地家屋調査士会連合会

会長 松岡直武

日本土地家屋調査士会連合会は平成13年に土地境界基本実務叢書の具体的編集作業に着手し、Ⅰ部の境界鑑定(基本実務)を中心とした全4分冊の叢書編集を行い、Ⅱ部には「土地法制」、Ⅲ部には「地租改正報告」、Ⅳ部には「判例・先例要旨」とする図書を平成14年10月に発刊した。以後、連合会はこれらの図書を利用した土地境界基本実務(境界鑑定講座)研修を実施し、併せて各単位会においても継続した会員研修を実施することを要請し、境界の専門家としての専門的知識の習得に努めてきた。

平成16年6月18日には105年ぶりに不動産登記法が全面改正(法律第123号、平成16年6月18日公布、平成17年3月7日施行)され、続けてその直後の平成17年4月13日には法律第29号として「不動産登記法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、筆界特定制度の創設と土地家屋調査士法の一部改正による筆界特定の手続代理関係業務、土地の境界をめぐる民間紛争解決手続代理関係業務等が土地家屋調査士法第3条の業務に新たに加えられるに至った。(中略)

今回発刊する「土地境界基本実務Ⅴ」(筆界の特定技法)は、筆界特定の手続代理関係業務での代理人、筆界調査委員、あるいは民間紛争解決手続代理関係業務での代理人、鑑定人、補佐人、さらには裁判所における鑑定人として、事件をどのように読み取りどう理解するか、当該事件で当事者が求めている主張をどのような資料をもってどう分析し争点の整理をしていくのか、そしてどのような解決に結びつけていくのかなど、「土地境界基本実務Ⅰ」を基本とした筆界の特定技法をさらに深く掘り下げたものとして発刊するものである。

既発刊図書と共に各位の日常業務の一助となれば幸甚である。

## 境界鑑定V（筆界の特定技法）主な目次

### 第1章 筆界の特定技法

- 第1節 筆界の特定技法とは
- 第2節 筆界の特定技法と必要な諸能力
- 第3節 「筆界の特定要素」と「筆界の特定技法」のかかわり

### 第3章 特定技法の能力

- 第1節 調査技法
- 第2節 分析技法
- 第3節 判断技法
- 第4節 表現技法

### 第2章 筆界の特定要素

- 第1節 不動産登記法の求める筆界の特定要素とは
- 第2節 筆界の特定要素から得られる情報

### 第4章 事例から学ぶ

- 鑑定事例から「筆界の特定技法」を見る  
鑑定事例1～鑑定事例6

### ■ 土地境界基本実務叢書《既刊》の御案内 ■

- 土地境界基本実務Ⅰ 境界鑑定Ⅰ（基本実務）
- 土地境界基本実務Ⅱ 境界鑑定Ⅱ（土地法制）
- 土地境界基本実務Ⅲ 境界鑑定Ⅲ（地租改正報告）
- 土地境界基本実務Ⅳ 境界鑑定Ⅳ（判例・先例要旨）

平成14年10月刊，B5判，4巻1セット，箱入  
会員頒布価格8,400円（税込，送料込）

## 書籍申込書

所属土地家屋調査士会行

※この申込書は所属土地家屋調査士会に提出してください※

① 土地境界基本実務V「境界鑑定V（筆界の特定技法）」(2,000円・税込、送料込)		部
② 既刊4冊セット（8,400円・税込、送料込）		セット
所属会名		
氏名		
送付先	〒	
TEL		

ご記入いただいたお名前、ご住所等は、ご注文いただいた商品の発送以外の目的には使用いたしません。

# ほっかいどう地図・境界シンポジウム 2011 part10

日時：平成23年2月26日(土) 13時～17時  
場所：札幌プリンスホテル パミール館

平成23年2月26日(土)札幌プリンスホテル パミール館にて「ほっかいどう地図・境界シンポジウム2011」地籍その未来を語る～「地籍」の将来と土地家屋調査士～(日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会主催)が開催されました。

第1部は、元東京法務局長の寶金敏明氏をお招きして、「境界の理論と実務」と題して基調講演が行われました。

第2部は、寶金敏明氏、日本土地家屋調査士会連合会名誉会長の西本孔昭氏、札幌法務局民事行政部不動産登記部門総括表示登記専門官の大場公夫氏、日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会会長の山谷正幸氏、の以上4名をパネリストに迎え、大場英彦札幌土地家屋調査士会副会長がコーディネーターを務め、「地籍」の将来と土地家屋調査士」と題して予定時間いっぱい熱いパネルディスカッションが行われました。

来場者は法務局をはじめ国土交通省、北海道、札幌市、市町村、測量関係企業など道内はもとより、全国各地からの参加者を含め約220名の出席がありました。会場の一角には、札幌土地家屋調査士会に

よる登記無料相談コーナーが設けられ、また会場内では、ポスターセッションが開催されていました。「境界の理論と実務」寶金敏明元東京法務局長、「筆界特定制度」札幌法務局、「北海道の地籍」山谷正幸旭川土地家屋調査士会会長、合同ブースで「札幌境界問題解決センター」小川勝広センター長及び「土地境界問題相談センター函館」石塚伸人センター長、社団法人札幌公共嘱託登記土地家屋調査士協会により5つのブースが設けられ、休憩時間には多くの方が各ブースを訪れていました。

## 第1部

### 基調講演「境界の理論と実務」

元東京法務局長 寶金敏明氏



基調講演

### (1)はじめに

土地家屋調査士は境界の医師であると感じている。また土地家屋調査士の中にもそういう意識を持っている人がたくさんいる。土地家屋調査士は測量学、統計学、地図を読み解く力を持っているが、この力だけではオンリーワンにはなれない。全地球的な大競争時代にプロとして活躍していくためには、この力に加えて、法律知識、民法、登記法、訴訟法、刑法も含



パネルディスカッション

めて、ありとあらゆる地図境界に関する法律知識のプロにもならなければいけない。土地家屋調査士が法律家の一員として活躍することを願います。今後こういう時代になってきて、ますます厳しい状況に直面するであろうと感じている。そういった中で土地家屋調査士に必要なのが、連携の強化を行うことである。大競争時代に土地家屋調査士の権益を守るために、壁を高くしているということでは、この時代、土地家屋調査士の将来は見えない。土地家屋調査士、登記官、市町村の職員、裁判官、弁護士、その他様々なプロとの協働を行って、土地家屋調査士の仕事をアピールし、ニーズを高めていくことが必要になって来ると思っている。私は仕事の関係でトラブル事件ばかり扱っている。境界のトラブル事件に巻き込まれている土地家屋調査士に関して言えば、基本的には境界に関する様々な資料の混同に気が付いていないことが、大きなトラブルの原因になっている。

## (2) 境界の種類

- ・所有権界…所有権分割・変更の事由
- ・地上権界・借地権界・永小作権界 etc…契約自由
- ・筆界…設定時で固定
- ・占有界…事実的支配
- ・行政界…行政区域の設定時で固定
- ・公物管理界…任意の設定

所有権界、地上権界、民法に基礎を置く契約事由に基づく境界、それに対して筆界は、不動産登記法に基礎を置く、動かない存在である。最近民法学者、民事訴訟学者も本でそのことを語るようになった。土地家屋調査士も所有権界と筆界を混同することが絶対にならないようにしていただきたい。占有界とは無視してもいけない、尊重しすぎてもいけない、非常に危うい存在である。行政界と公物管理界はまるっきり違う。

## (3) 「公物管理界」と「筆界」、「所有権界」

- ・公物の機能管理の権限しか有しない者が、「境界」について協議できるのか？

↓

- ・「筆界」についての「承認」、「所有権界」についての「合意」をできるのは、どういう権限を有する者なのか？

行政界とは河川区域決定、道路区域決定など法律に基づく存在であり、一方的に行政庁が定めるものである。そこで定められた行政界、あるいは変更決定に基づく変更行政界は筆界と同じで、いったん決まると動く存在ではない。行政界の内の都道府県界、市町村界は民法ではなく、地方自治法によって、紛争が解決される仕組みになっている。それに対して、公物管理界はまるっきり違うものである。公物管理界は公物を管理する人が自身の必要のために、設置している境界であって、法令上の根拠として条例、規則、規程に基づく場合もあれば、そのようものが全くなく、事実上行われている場合もあり、様々な場合がある。しかもそれは多くの場合、話し合いで決められるが、必ずしも話し合いで決めなければならないものではない。公物管理界は研究的には未知の分野である。判例を見てもらうと分かるが、公物管理界についての無理解が境界の問題を複雑化している。

土地家屋調査士に再度認識を確認してほしいのが、筆界についての承認、所有権界についての合意というものは、いったい何なのかということである。公物管理界を定める人の中で一番困るのは、筆界についての承認の権限もなければ、所有権界について合意の権限もない人が、けっこう公物管理界を設定している。公物管理界の設定について、無理解のまま行っている場合も多い。今は市町村の方も、都道府県の方も勉強をされていますが、かつて、この公物管理界の線が引かれた当時、今から10年前、15年前あるいはそれ以上に公物管理界というものについて、なんら考えることなく「境界」線を引いている人が沢山いた。それが裁判官を含めて混乱を招いている。

## (4) 筆界「合意」の意味

- ①筆界は不変→「合意」は筆界を変えない。
- ②筆界についての「認識の一致」→「次の手順」に進むことができる。
- ③筆界「認識の一致」の撤回<私見>
  - (1) 手順終了前→要素の錯誤であれば可能
  - (2) 手順終了後→撤回できない(筆界特定 or 筆界確定訴訟で決着)



筆界についての承認、所有権界についての合意とは何なのか、土地家屋調査士はよく筆界合意という言葉を使っている。筆界について合意が取れましたと言う人が非常に多い。筆界は動かないものであるのに、違う位置で合意することはありえない。筆界合意とは筆界を変える効果にはつながらない。筆界を動かす力がないのに、なぜ筆界合意を必死になって取るのか。それは、全く無効なことではない。筆界についての「認識の一致」があるかどうかを探ることが、筆界合意といわれていることの本質である。認識が一致しても筆界が動くわけではないのに、どのような意味があるのか。それは、次の手順に進むことができるという法律的に非常に大きな意味を持っている。筆界について合意を求めるのは、一番簡単に言えば分筆をするときに外枠の合意が求められる、地図訂正、地積更正も同じである。あるいは、地籍図を作成するときも認識の一致が求められる。様々な場合に求められるわけであるが、求めた結果、認識が一致したことによって次の手順に進むことができるということは、例えば分筆であれば、分筆登記という手順に進むことができる。地図訂正であれば、他の要件を備えていればであるが、地図訂正という手順に進むことができる。14条地図であれば、14条地図の中に筆界を書き入れることができるという次の手順に進むことができるというのが、筆界についての「認識の一致」の肝である。そういう存在にすぎないということを理解してもらいつつ、これがない限りは筆界未定として、筆界を地図に書き入れることはできないし、分筆、地図訂正等の手順に進むことができない。筆界についての「認識の一致」にはこういう効果がある。では、一旦合意した筆界合意について、後から違っていたので、やめるとい

うように、筆界合意について「認識の一致」を撤回できるかという問題がある。書籍にはっきり書かれたものは確認できていないが、手順の終了前で、要素の錯誤があれば可能であると考え。なぜ要素の錯誤を要件にするのかといえば、裁判所は筆界と所有権界をほとんどイコールなものとして、つい最近まで、今でも多くの裁判官はそう考えている。民法上の所有権界についての合意の撤回というのは、要素の錯誤があればできるということで、裁判所は議論しているので、表裏一体としての筆界についても同じ考え方をとられるであろう、ということで、要素の錯誤があれば、手順の終了前であれば、筆界についての「認識の一致」の撤回することができる。というふうに見込まれる。これの裏返しとして、次の手順に進むことができるというためだけの認識の一致なので、手順が終了した場合には撤回することができないと考える。これも学説は無いと思う。手順が終了した後は、筆界特定、筆界確定訴訟など筆界についての争いを決着する様々な手段により解決を図ることになると思っている。

#### (5) 公正証書

- ・境界合意が公証される(証拠価値が高い)
- ・本人が失念しても存在
- ・第三者取得者にも相応の効果

↑ ↓

- ①筆界はa-bであるとの認識で甲乙一致し、a-bをもって所有権界と合意した。
- ②甲乙は、譲渡するときは、境界標と本証書による合意を譲受人に引き継ぐ義務を負う。

甲乙間で筆界合意がようやくできたという時に甲が転居してしまった場合はどうするのか。せっかくの筆界合意が無駄になってしまうのか、という問題がある。意外に知られていないのが、こういう場合には公正証書を作るのが良い。この公正証書を作るということは大変な意味があります。効果として、公証人が作成するということは、境界合意が公証される。また本人が失念しても、亡くなっても未来永劫存在する。正本は甲乙それぞれ持っている。これには土地家屋調査士が積極的に入ってほしい。これの代理をして土地家屋調査士が謄本を持ってくださ

い。そして公証役場は原本を持っている。このこと  
によって、1人が失念しても全く問題がない。もっ  
と大きな効果が、第三取得者にも相当の効果がある。  
第三者が甲乙の合意とは違う所が境界だと主張して  
きた場合に、その主張が間違っているという事の証  
拠として使うことができる。それは、境界標と本証  
書によって境界が明白に合意されている。それを無  
視するのであれば、背信的悪意者であろう。分かっ  
ていながら買っていることになる。第三者を背信的  
悪意者に追い込むことができる可能性が高い。1.  
筆界はa-bであるとの認識で甲乙一致し、a-bを  
もって所有権界と合意した。2. 甲乙は、譲渡する  
ときは、境界標と本証書による合意を譲受人に引き  
継ぐ義務を負う。この2点を書くことによって大き  
な安心を買うことができる。

また、合意書を数値情報の入った公正証書で作成  
することにより、境界標の復元が容易となる。

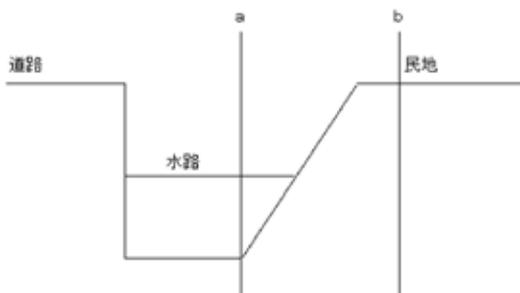
## (6) 境界ごとの要証事実の違い

\*最大のポイント＝境界毎に調査の対象(要証事実)  
は異なる。

- ・所有権界の要証事実…相隣接地所有者が、それぞ  
れいつ・いかなる根拠でどの範囲の所有権を取得  
したか→契約は？証人は？現地の実情は？
- ・筆界の要証事実…その筆界は、いつ形成されたか  
→土地台帳・公図の記載は？  
市町村の副図は？個人所有の一筆限図は？
- ・公物管理界の要証事実…公物管理に必要な区域と  
して、どの範囲の区域が確認・合意されたか→道  
路地図は？境界立会の資料は？証人は？現地の実  
情は？

この水路の筆界は a, b?

<断面図>



水路の管理者が水路と民地の筆界を a とすべきか  
b とすべきかについて、内部で意見が分かれている。  
という実際の事例である。

**a説** この水路ができたときの基となる図面(旧公  
図)に水路幅が書かれており、概ね a の所であ  
る。また明治初めの崖地処分仮規則に基づくと、  
崖地の場合には法面の下を境界と定める  
のが一般的である。これにより a と考えるの  
が当然である。

**b説** 水路を補修するとき、及び水路管理のための  
往来に、民地からの同意を取らなければならない。  
というのは大変である。水路を適正に  
管理するためには b を筆界とすることが当然  
に必要である。

実際の事案で、ある地域は a と定め、またある地  
域では b と定められているため一つの同じ幅の水路  
が公図上でこぼこになっている。こういう実体があ  
る。どちらが正しいのかというと、あきらかに a が  
正しい。b説は論拠が誤りである。管理のために適  
切だというのは、筆界を定めるときに要件事実とし  
て考えることでは決してない。筆界について証明し  
なくてはいけない事実は、その筆界がいつできたの  
かということであり、いつ形成されたかを探らなけ  
ればならない。本州の場合の話であるが、土地台帳、  
公図の記載はどのようになっているか、一番古い図  
面ではどのようになっているか、これが最初にやる  
べき、最大の事柄である。それと市町村の副図が同  
じくになっているのかどうか、個人が所有している一  
筆限図、一筆地測量図、地籍調査図それらが存在す  
るかどうか、存在した場合には、そこではどこが筆  
界と記載されているか。こういう事を探っていく。  
これが筆界を探るについて行わなければならないこ  
とである。ですから a説の公図及び当時の法的な慣  
習を確認する考え方というのは、要証事実について  
しっかり理解した考え方である。ところが、b説は  
公物管理界の要証事実と混同している。公物管理界  
とは公物管理に必要な区域を定めているので、それ  
としてどういう区域が確認合意がされたのかを調べ  
ても筆界を調べたことにはならない。多くの場合所  
有権界と筆界は一致しているので、所有権界の要証  
事実と筆界の要証事実をしっかり調べるという筆界

の調査が行われている。本州のあちらこちらでこういう例があるが、公物の管理を容易にするため、あえて所有権界、筆界ではなく公物管理界に境界標を入れているという事案がある。境界石があるから、そこが筆界なのだと思われては困る。実際の例で境界標が公物管理界にすぎない場合もある。

### (7) 長狭物の筆界調査

甲は甲が所有する土地と市町村が管理所有または管理する道路敷地との境界について、境界協議、境界明示申請において、対側地からの同意まで求められることがある。全国にこういった例がある。この問題の法律的な解釈としては、道路管理者として道路敷地との境界を定めるにあたり、対側地の同意を求める事に問題はない。長狭物の幅員が一定であることは、道路管理者としての基本的な責務であり、条文上の根拠の有無にかかわらず、長狭物の管理者という行政法上、公物管理法上の職務上の義務である。対側地の同意を求めることは適法であり、妥当である。

では、甲の代理人土地家屋調査士は職務上の義務として、当然に対側地の同意を得る必要があるのか。結論として必要ない。市町村が言う対側地からの同意は、協力を求めているにすぎない。解決策の提案として、各土地家屋調査士会と市町村が定期的な協議を持って、どのようにすれば妥当なのかという仕組みを作れば良い。

### (8) 長狭物の境界明示・査定

1. 法的根拠はまちまち(ない場合もある)⇔「行政界」とは要件・効果が全く異なる
2. 法的効果もまちまち(境界和解⇔事実行為)
3. 筆界調査時の境界明示・査定の取扱←(原始)筆界に依拠しているか!?

単に「管理の便宜」 or 「筆界合意」で境界明示をしていないか!?

境界について市町村と隣接地所有者との間で行われる境界査定、境界明示、境界協議は、必ずしも実体を反映しているものではない。法的効果はまちまちである。境界和解の効果を持つ場合も有れば、事実行為にすぎない場合もある。

### (9) 地図作成の近未来(試案)

- ①地図作成の監理者が正確性をチェック

↓

(全所有者の同意を条件に)

↓

- ②その地図の正確性を認証

↓

- ③筆界の再形成 or 悪意なき限り反証を遮断

14条地図作成の場合、地図作成の監理者が全所有者の同意を条件に、その地図の正確性を認証することにより①筆界の再形成ができるか、または、②悪意重過失がない限り、反証を遮断するという民事訴訟法上の効果を与えることによって、地図作成の監理者が認証する仕組みを作ってはどうか。そのことによって筆界の再形成ができれば、国民の利益となり、意味のない分筆、合筆の繰り返しを防ぐことができる。要は立法的な手続きを取らなくてはダメだということを言いたい。小手先で対応すると、結局は損害賠償という形でしか決着が見いだせない、ということになる可能性が高い。これは一試案であり、このようにしてくださいということではない。土地家屋調査士は組織全体としてこのような場合にはどう対応するのか、ということをしつかりと考えて立法を提言し、国民が納得し費用のかからない地図の再生の仕方を真剣に考えていただきたい。

広報員 深見実男

お知らせ

# 土地家屋調査士2012年オリジナルカレンダー

## 地球と人類の大切な遺産 世界遺産

「土地家屋調査士オリジナルカレンダー」は好評につき今年で12回目を迎えました。ご購入を希望される方は、下記の内容をお含みいただき、別途送付予定の「お申込のご案内」裏面の「注文書」か下欄に必要事項をご記入の上、FAXにて下記広告代理店までお申し込み下さい。



調査士会名 (ネーム入れ例)      個人事務所名

- 送料 = 梱包1箱あたりの料金×梱包箱数
- ・梱包1箱あたり1本～50本まで入ります。
- ・離島は別途。 ・消費税含む。

価 格	シンボルマークのみ	調査士会名入り	調査士会名+個人事務所名入り
	1本 472円	1本 630円	1本 630円
販売ロット	1本から	50本以上	50本以上
申込締切	2011年8月31日(水)		
納品予定	2011年11月上旬		
仕 様	H530mm×W380mm・13枚綴り・紙製ヘッダー		

お申し込み  
締め切り

2011年  
8月31日(水)

### お申し込みにあたって

- 上記の注文書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。ただし注文書が無い場合は、下記に記入の上お申し込みいただくことも可能です。
  - A) 調査士シンボルマークのみ入り
  - B) 調査士会名入り
  - C) 調査士会名+個人事務所名入り
 ただしB)、C) タイプについては、50本以上から申し受けます。
- ネーム入りの文字色はスミ(黒)、書体は統一とさせていただきます。左記の(ネーム入れ例)参照ください。
- 商品の発送料については誠に恐れ入りますが申込者のご負担となります。
- 商品は2011年10月下旬～11月上旬頃お届けできる予定です。その際に、商品代金および送料を配達員にお支払いください(代金引換えお届け)。

梱包1箱あたりの料金		
右記以外の国内	青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形	北海道、沖縄
1,050円	1,260円	1,575円

ご注文は ..... FAX:06-6346-0352

大毎広告株式会社 TEL 06-6456-3437 〒530-0001 大阪市北区梅田3-4-5 カレンダー担当/小中賢彦・福井佐恵

## FAX注文書 必要事項を下欄に記入の上、FAXでお送り下さい。 FAX:06-6346-0352

### ■ご注文本数

A) シンボルマークのみ 1本 <b>472円</b> <input type="text"/> 本	B) 調査士会名入り(50本以上) 1本 <b>630円</b> <input type="text"/> 本	C) 調査士会名+個人事務所名入り(50本以上) 1本 <b>630円</b> <input type="text"/> 本
---	--	---

※税込

### ネーム入れ原稿

前年通り

新ネーム

2011年のカレンダーと同じネーム入れをご希望の方は○で囲んでください。その場合は、総額から2,100円の割引となります。

新しくネーム入れをご希望の方は下欄にご記入ください。

### ■ネーム

肩書	(20字以内)	
事務所名	(15字以内)	TEL (     )    —
住所 〒		FAX (     )    —
E-mail		調査士会名

### ■以上の通り申し込みます。

月 日

お名前(または事務所名)



連絡先

TEL (     )    —

FAX (     )    —

カレンダーお届け先 〒

お届け先がネーム住所と同じ場合は○で囲んでください。

ネーム住所と同じ

※いただいた個人情報は土地家屋調査士オリジナルカレンダー作業にのみ使用させていただきます。また、本注文書からの申込をもって、個人情報の弊社取扱いにご同意いただいたものとさせていただきます。

# 土地家屋調査士制度PRアニメーション

## ～土地家屋調査士 THE movie～

近畿ブロック協議会の広報部会において、土地家屋調査士制度をPRするアニメーションを制作しました。タイトルは「土地家屋調査士 THE movie」。アニメーション制作というのは初の試みでありませぬ。今回動画を作るようになった経緯は、近畿ブロック各土地家屋調査士会とも新聞広告を掲載したりラジオなどを介した宣伝は過去にも例がありますが、費用負担が大きく、またそれぞれ地域性があり特定の媒体を選択することも困難であります。そこで、PRアニメーションを制作し、ホームページでの利用はもちろん、シンポジウムや無料相談会など様々な機会に利用できるようなものを制作しようということになりました。

制作会社との打合せでは、土地家屋調査士の業務内容を全く知らない制作担当の方に、「土地家屋調査士」とはどのような仕事をする資格者であるのか、ということを理解していただくことから始まりました。

- ・見ていて飽きないストーリーの長さ
- ・ストーリーの進め方
- ・伝えたい内容をどのような展開で伝えるか…

等々打合せした結果、方向性としては戦国時代の武将による領土争いと現代の境界争い(または境界が不明であることによる所有者の悩み)とを関連させストーリー展開し、その中に業務内容の案内なども盛り込んで作っていただくことになりました。

今回のストーリーで土地家屋調査士として伝えたいのは、「境界がわからない」ことによる土地所有者の「悩み」を、土地家屋調査士が関わり「境界がはっきりとする」ことにより、隣接土地所有者と良好な付き合いができ、安心して暮らせるお手伝いをするということです。

PRアニメーションは約5分間の本編と、約1分間のダイジェスト版を制作しております。ファイル形式はホームページ公開用(.swf)、iPhone閲覧用(.mp4)、YouTube公開用(.avi)となっております。また近畿ブロック協議会仕様と連合会仕様にて作成しておりますので、近畿ブロック協議会での各土地家屋調査士会はもちろん、全国の土地家屋調査士会だけでなく、会員のみならずにも利用していただき、広くPR活動をしていただければ嬉しく思います。

(広報員 林加奈子)

## ストーリー紹介

タイトル『土地家屋調査士 THE movie』



時は戦国…



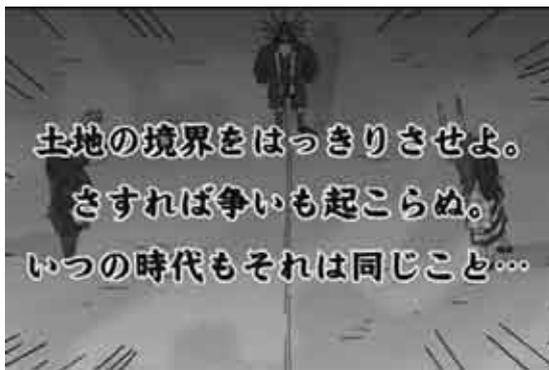
睨み合う武将たち…



そこへ登場したのは…



遠く昔からのメッセージ…



時代は変わり…不安顔のふたり



土地家屋調査士に依頼し…



ふたりは笑顔に…



詳しくは、近畿ブロック各土地家屋調査士会のホームページ(4月14日現在トップページ公開済みであるのは兵庫会のみ)をご覧ください。連合会ホームページにおいても公開しています。

# オンライン申請の最近の動向



日調連特定認証局運営委員会 運営委員 堀越 義幸

平成23年2月14日に法務省のオンラインシステムが大きく変更となりました。「法務省オンライン申請システム」から「登記・供託オンライン申請システム」(以下「新システム」という。)への変更です。



## 1 汎用システムから専用システムへ

従来の法務省オンライン申請システムは、いわば「汎用」システムであり、その対象は登記を含む全ての法務省への申請手続でした。

平成13年に策定されたe-Japan戦略では「2003年までに、行政(国・地方公共団体)内部の電子化、官民接点のオンライン化、行政情報のインターネット公開・利用促進、地方公共団体の取組み支援等を推進し、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現し、幅広い国民・事業者のIT化を促す。」とされています。従来の法務省オンライン申請システムが稼働開始したのは平成15年3月15日であり、この基本方針に従い、できるだけ

多数の手続きのオンライン化が可能なように設計されたものと思われます。

登記申請については、「登記申請書作成支援ソフト」(平成17年公開)を利用して申請情報等を作成し、前出の「汎用」システムを利用して申請するという形式でオンライン申請がスタートしました。

法務省オンライン申請システムは、汎用ソフトである以上、どうしても利用者側の使い勝手等は犠牲にならざるを得ない側面がありました。また汎用性を重視するため採用したと思われるJAVA等のソフトでも不満が多数聞かれました。特に多かったのは、セキュリティ対策のための頻繁なアップデート対応だと思われます。

## 2 オンライン申請対象手続きの見直し

オンラインによる申請システム等の最適化作業は、いままでも適宜実施されてきていますが、「手続そのもの」を対象とするかどうかの見直し作業も行われています。

内閣に設置された「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)」には、専門調査会として「電子行政に関するタスクフォース」が設けられています。

申請のオンライン化について、費用対効果の側面での検討もなされているようです。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/index.html>



また電子政府の推進への取組みについては、電子政府総合窓口 (e-Gov) でも紹介されていますが、下記のように触れられています。

「政府は、簡素で効率的な政府の実現に向けて、各府省の業務・システムについて、1.業務の制度面・運用面からの見直し、2.事務処理の電子化・共通化、3.システムの一元化・集中化等により、業務・システムを効率化・合理化する取組みを進めています。

また、政府情報システムの更なる全体最適化を推進すべく、その在るべき将来像を明確化するとともに、政府情報システムの統合・集約化やデータ連携の基盤となる共通プラットフォーム

の整備の課題、方向性等について「政府情報システムの整備の在り方に関する研究会」を開催して検討を進めています。」

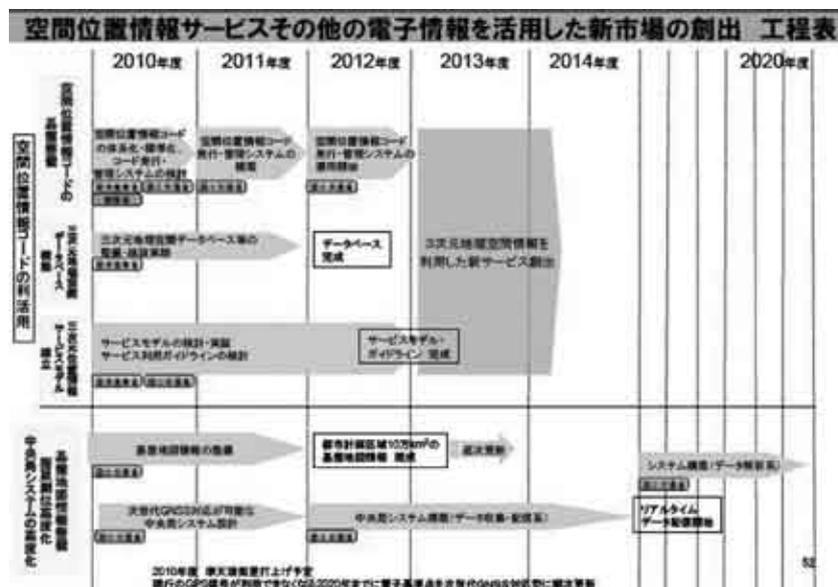
<http://www.e-gov.go.jp/doc/optimization/index.html>

なお、平成22年5月11日には「新たな情報通信技術戦略」が決定され、同年6月22日には「新たな情報通信技術戦略工程表」が決定されています。主に技術面の内容となっており、申請手続についてはあまり言及していませんが、国土交通省関連となりますが、「空間位置情報サービスその他の電子情報を活用した新市場の創出」という興味深い内容がありましたので、参考までに紹介させていただきます。

### 3 「汎用」システムの廃止と専用システムの開始

登記関連は専用システムへと変更となりました。まずは、不動産登記、商業・法人登記、動産譲渡登記及び債権譲渡登記関係手続の4手続となりますが、平成23年度中には、供託手続、成年後見手続及び電子公証手続が変更となる予定です。これを受け、従来の「汎用」システムは平成24年1月末日をもって廃止となります。「汎用」システムで利用可能な手続は以下に記載されていますので、もし利用されている方がいればご注意願います。

[http://shinsei.moj.go.jp/list/list\\_top.html](http://shinsei.moj.go.jp/list/list_top.html)







自然人の場合には、従来どおり公的個人認証サービスを利用することになると思います。

もっとも「国民ID制度の導入と企業コードの導入」が検討されていますので、近い将来には変化があるかもしれません。

国民ID制度とは、政府の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)が2010年5月に公表した「新たな情報通信技術戦略」における重点施策の一つとして取り上げているもので、「社会保障・税の共通番号の検討と整

合性を図りつつ、個人情報保護を確保し府省・地方自治体間のデータ連携を可能とする電子行政の共通基盤として、2013年までに国民ID制度を導入する。」とされています。



ICカードにつきましては、更新手続きを含め、全ての発行が新規発行となりますところから、利用申込みの際は、ICカード利用申込書・印鑑登録証明書・住民票の写し(ただし、日本に居住する外国人の方の場合は登録原票記載事項証明書)・戸籍謄(抄)本(ただし、土地家屋調査士名簿に職名(旧姓使用等)を登録している場合のみ)・発行に係る費用10,000円(税込)の振込依頼書又は領収書等の控のコピーが必要となります。

## 富山県土地家屋調査士会事務局

富山県は雄大な立山連峰をはじめ三方にそびえる山々で囲まれた緑豊かな県です。冬にはたくさんの雪が降り、その山々の雪どけ水が富山湾へと注ぎ込んでいます。初冬の雷鳴とともにやってくる富山湾の王者ブリを始め、今(春先)が旬のホタルイカ、春から秋にかけ「富山湾の宝石」と称されるシロエビ、秋冬を代表するベニズワイガニと海の幸が豊富です。

魚津の海に浮かぶ蜃気楼、砺波の散居村を彩る県の花チューリップ、300年余歴史がある八尾の“越中おわら風の盆”など四季折々の見どころたくさん。一度富山に来られ！お土産には、富山県を代表する名産品の“ますの寿し”をぜひどうぞ。

お国自慢はここまで、事務局を紹介します。

昭和60年4月に富山市牛島新町に現在の会館が完成してから26年になります。会館は3階建てで1階に事務室と応接室、2階が会議室、3階が小会議室兼ADR相談室です。

県内のほぼ中央に位置し、周囲の環境は徒歩5分で玄関口の富山駅へ、徒歩1分で富山地方法務局へと便利なところであり、また道路を挟んだお向かいさんが保育園なので、園児たちのお遊戯の曲など季節に応じて心安らぐ音楽を聞くことができます。

富山会は4支部で構成されており、平成23年4月1日現在の会員数は土地家屋調査士会員157名、法人会員1法人です。会員数は160名ぐらいで推移しています。ただ、近年の受験者減少傾向に如何に歯止めをかけるか、土地家屋調査士の認知度をどのように高めればよいかに苦慮しています。



会館全景

平成22年度予算額は概ね3千万円でした。小さな会ではありますが、皆で協力しながら頑張っております。

事務局職員は、パート職員を含めて3人です。黒川さん、魚山さん、そしてADR担当の澤開さん(パート職員)です。職員の出入りが激しい時期もありましたが、この陣容は容易に崩れないように思われ役員一同感謝・感謝です。5月に総会を控え、忙しい時期を迎えますが宜しくお願いいたします。

(広報部長 高林)

### 事務局職員から一言(^-^)

「業務は正確で迅速なチームプレー」と「いつも明るく朗らかに気持ちの良い応対」を心掛けていきます。

ホッとひと休みできる“和み処”のような事務局を目指し、これからも頑張っていきます。

会員の皆さん、気軽にお立ち寄り下さい。



事務風景



左から魚山職員、高林広報部長、黒川職員、澤開パート職員

富山県土地家屋調査士会連絡先

〒930-0856

富山県富山市牛島新町8番22号

TEL : 076-432-2516 FAX : 076-432-2529

URL : <http://tomicho.com>

MAIL : [info@tomicho.com](mailto:info@tomicho.com)

## 徳島県土地家屋調査士会事務局

当会紹介の前に、この度の東日本大震災による被災者に対してお見舞い申し上げます。

不幸にして亡くなられた方々に対しまして衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、徳島県は四国の東部に位置し、うずしお・鳴門鯛で知られる鳴門海峡を境に関西圏との玄関口となっています。また、豊臣秀吉の家来でありました蜂須賀小六が徳川家康の命により、阿波藩(現在の徳島)に移り住み代々治めた土地でもあり、県民総人口は78万人余り(本年3月現在)で、面積は約4,146 km<sup>2</sup>。徳島平野を除いては全体的に山地の多い地形で、四国山地は西日本有数の険しい山岳地帯であります。しかし、その山間部からは吉野川、勝浦川、那賀川など水量の豊富な河川が多数流れ、豊かな水資源をもたらしてくれています。一昨年放送されたNHK連続テレビ小説「ウェルかめ」の舞台となった美波町から眺める太平洋は、豊かな漁場をも

たらし、美味しい魚介類をいただくこともできます。また当会会館がある徳島市中心地は、映画放映された「眉山」のふもとに位置し、お盆の「阿波踊り」の頃には全国からの観光客で賑わう町でもあります。

さて、現在の徳島県土地家屋調査士会館は、昭和59年に移転・新築し、鉄骨造3階建の建物で、昨年9月に2階部分を中心とした改装工事と駐車場の修繕工事を行いました。1階フロアには、当会と徳島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の事務局があり、2階は大会議室、3階は平成17年に改装して、「境界問題解決センターとくしま」の設立に伴い調停室及び控え室を設けています。平成23年4月1日現在、会員数172名・2法人で8支部で構成されており、会員数は平成16年をピークに減少傾向がみられます。事務局は2名体制で、境界問題解決センターとくしま、政治連盟の事務を兼務し、日々の業務を行っております。徳島会は会員数170余りと小さな会ではありますが、今後も役員・事務局スタッフ一丸となって徳島会の発展に努めてまいりたいと思います。



調停室



会館全景



事務局会務風景



大会議室

### 徳島県土地家屋調査士会連絡先

〒770-0823

徳島県徳島市出来島本町2丁目42番地5

TEL : 088-626-3585 FAX : 088-626-3027

URL : <http://tokucho.sakura.ne.jp/>

MAIL : [tokucho@coda.ocn.ne.jp](mailto:tokucho@coda.ocn.ne.jp)

境界問題解決センターとくしま

TEL : 088-626-3366

(受付)月～金9:00～16:00

# 会長 レポート

3月16日～4月15日

Report

## 3月16日

### 災害対策本部会議

兵庫会 岸本・三嶋氏

終日、連合会災害対策本部で被災地の各会に設置いただいている現地災害対策本部と情報交換し、救援のための物資輸送について打ち合わせ。また、関東ブロック協議会長の椎名勤・千葉会長が本部に激励のためということでお見えいただいた。

全国の各土地家屋調査士会から申し出をいただいている被災会員のための救援物資の確保と輸送拠点への輸送方法等について協議。

また、大星副会長が新潟会へ、竹谷常務理事は新潟まで新幹線、以降は新潟で勤務しておられるご子息と運転を交代しながら自家用車で山形会拠点から宮城会まで走破し、輸送の可否をチェックいただいた。また、この日は先の阪神・淡路大震災で被災された兵庫会(江本敏彦会長)が岸本八太郎・副会長、三嶋裕之・社会事業部長の2役員を連合会災害対策本部に派遣いただいたので、会議に参加していただき、連合会・被災地の土地家屋調査士会の今後の取り組み等についてアドバイスをいただいた。両氏からは経験会役員ならではの多くの示唆をいただいた。

## 17日

### 民主党・法務部門会議でヒアリングを受ける

民主党法務部門会議から出席要請を受け、瀬口潤二・専務理事、横山一夫・全調政連会長とともに会議に出席しヒアリングを受けた。

私からは、土地家屋調査士の被災状況と、被災地の土地家屋調査士会の対応を報告したのち、①今後の復旧・復興に当たって最初に土地の境界の画定が必要になるところ、地殻変動を原因とする地表面の移動により境界も相対的に移動しているものと考えられるので緊急に現地を調査し、必要な措置を採っていただくこと。②瓦礫等の除去作業に当たってはできるだけ境界標識や境界付近の地物の保存が図られるよう措置いただくこと。③登記所庁舎が被災していることからコンピューター

処理・オンライン申請、紙申請のいずれにおいても円滑・適正な事務が行われるよう、登記所内部の処理はもとより申請者側にとっても円滑さが確保されるよう必要な措置をとること。④膨大な数になるものと思われる全半壊家屋について本来は所有者が申請することとされている倒壊・焼失・流失建物の滅失登記について、所有者の負担を軽減し、事務処理を迅速に進めるため、阪神・淡路大震災の時と同様に法務局が職権で滅失登記をすること。⑤被災者の不安や悩みを解消するとともに被災地復興にとって有用な住民のための相談所を数多く設置することなどを柱に必要な予算措置を講じていただくようお願いさせていただいた。

## 18日

### 中華民国地籍測量学会・呉理事長からお見舞いと激励

#### 緊急車両

国際地籍学会における共同研究を通じて交流いただいている中華民国地籍測量学会(台湾)の呉萬順理事長から電子メールでお見舞いと激励の書面を頂いた。台湾では1999年秋に台中地域を中心に『集々地震』が発生し2,500名を超える犠牲者を出した。この時、私自身も2か月後に被災地に入り日調連からのお見舞いをお伝えするとともに、同学会や土地測量局の皆さんと一緒に現地の概況調査をさせていただいた。遠隔の地からも気遣っていただいている呉理事長はじめ学会の皆さんに感謝の返信をさせていただいた。

担当役員が神田警察署に出向き、復興支援のための現地予備調査等に必要な緊急通行車両証の許可を取得。

また、先に環境省から受けた「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震からの環境に配慮した復興へのご協力について」と題する瓦礫等の除去における諸問題への協力要請文を各土地家屋調査士会に発信。

## 19日

### 新潟会・宮城会へ

次々と新たな対応を迫られる災害対策本部だが、より適切な判断や政策要望等をするためには、現

地の被災実情を直接自分の目で見て、感じる事が重要ではないかと考え、物資輸送の拠点会、被災地の土地家屋調査士会への激励を兼ねて新潟・宮城の両県に向かった。長丁場なので運転交代のことも考え、ワゴン車と救援物資を積んだ中型トラックの2台に分乗して竹内・関根両副会長、瀧下俊明・堀越義幸の両連合会理事、東京会・曾根芳文会員が同行。

連合会を午前8時30分に出発し関越道を経て午後1時に物資輸送拠点をお引き受けいただいている新潟会着。阿部春男・新潟会長、浅野博・連合会制度対策本部員ほか同会の役員の方皆さん、全国の青年調査士会の方皆さんと一緒に連日に亘って輸送の支援をいただいている上田忠勝・滋賀会社会事業部長にもご出席してもらって、連日新潟に詰めていただいている大星連合会副会長から状況報告を受ける。

午後2時に新潟会館を出て磐越自動車道、東北自動車道を経て午後7時に宮城会に到着。連日会館に詰めて会員の安否確認、被災地の現状把握等の陣頭指揮をいただいている鈴木修・宮城会長はじめ数名の役員の方皆さんにお見舞いと感謝を申し上げた。今なお安否が確認されていない方もいらっしゃるとのこと。若干の時間だったが、被災地の会員の支援を含め今後の復旧復興に関する打合せもさせていただいた。南城正剛・連合会制度対策本部員はじめご説明いただいた皆さんの中には震災以来お風呂にも入れないまま被災対応に当たられている役員もいらっしゃるとのこと。全国の土地家屋調査士を代表する思いで感謝の意を表し、激励させていただいた。

連合会事務局でやっと探していただいたホテルはお風呂が使えない状態であることに被災地であることの一端を体感した。



## 20日

### 石巻・仙台市内

朝8時にホテルを出発し、津波被害が甚大と報じられている宮城県石巻市と仙台市若林区を中心に現地を概観調査。テレビ等でも若干報道されていたが、新聞報道やブラウン管を通してではなく、実際に現地に立って、自分の目でみると、まさに想像を絶する惨状。地殻変動による土地の相対的移動もさることながら、重油にのびた混じった泥土があふれ、街中がスクラップ工場にでもなったかのように無数の自動車がひっくり返り、家屋が押し潰されて瓦礫の山となっている光景に津波の圧倒的な破壊力にただ呆然。若林区内の被災家屋で被災の様子をお聞きしたご婦人は、かろうじて2階に逃げて命は助かったものの1階の天井まで10センチのところまで水が上がってきたときの恐ろしい思いを語ってくださったが、私たちは言葉もなかった。

午後1時に仙台を出発し東京の会館に帰着したのは既に暗くなった午後5時30分。

改めて巨大地震・大津波の恐ろしさと今後の復旧・復興の困難さを思うとともに、被災者の方皆さんに心からのお見舞いを申し上げ、1日も早い、心とまの復興を願い、そのために専門職能として、あらゆる経験や知識を提供してお手伝いをしなければとの思いを強くした2日間だった。

## 21日

### 災害対策本部

朝から災害対策本部でこれまでの各会宛文書や政府・国会等への発信文書や収集資料を整理。

## 24日

### 第6回研修部会・第1回CPD評価検討委員会 政策要望等のための緊急会議

前日から開催の研修部会に出席したのち、CPD評価検討委員会に陪席させていただいた。委員をお願いしている清水英範・東京大学大学院教授、山野目章夫・早稲田大学大学院教授ほかの方皆さんにはCPDポイントの評価について等を熱心にご協議いただいた。

午後から志野・竹内・関根各副会長、瀬口専務理事、加賀谷常任理事、瀧下・児玉各理事、横山全調政連会長の皆さんと各政党への政策要望や救援物資の輸送、その他の会務について緊急の打合せ会議

を開催。児玉理事には環境省から要請のあった瓦礫処理に伴う諸問題への土地家屋調査士の関与について作業フロー等を検討していただいている。また、既に第6回の研修として進行中であったが震災により未実施部分の延期を決定したADR特別研修の日程等について加賀谷研修部長と打ち合わせ。

## 25日

### 瓦礫撤去に関する政府指針に土地家屋調査士の活用を明記

環境省災害廃棄物対策特別本部(本部長・樋高剛環境大臣政務官)の下に置かれた「災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議(座長・小川敏夫法務副大臣)」によって『東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針』が取りまとめられ、被災者生活支援特別対策本部長・松本環境大臣から関係県知事に通知が行われた。この中で、損壊家屋等の撤去に当たって、『敷地内にある建物については、一定の原形をとどめている場合には、所有者等の意向を確認するのが基本であるが、所有者等に連絡が取れない場合や、倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士等の専門家に判断を求め、建物の価値がないと認められたものについては、解体・撤去して差し支えない。その場合には、現状を写真等で記録しておくことが望ましい』旨記載された。震災直後から環境省から要請いただいていた被災地復旧支援の具体化であるが、初めての取組みでもあり、関根一三副会長、瀬口潤二専務理事、國吉正和常任理事、児玉勝平理事が担当となって環境省と具体的な打合せに入ることにした。また、各土地家屋調査士会に政府の指針文書を配信通知した。

## 26～27日

### 岩手県下へ

先週の宮城県に続いて、土曜・日曜で岩手会を訪問し、同時に岩手県下の被災地を概況調査することとした。同行は瀬口専務理事、國吉常任理事、中塚憲理事に加え、東京会から小林庄次・菊池千春両副会長、土沼健成・石瀬正毅両会員に同行いただいた。

26日午前8時30分に連合会を出発したが、岩手県土地家屋調査士会館のある盛岡市に到着したのは午後6時。トラックに積んだ全国からの被災会員への支援物資を降ろした後、夜間ということもあって、短時間ではあったが、菅原唯夫・岩手会

長ほか岩手会役員の皆さんとお話しさせていただき、なおも数人の会員の安否が確認されていない中を会員支援、安否確認、会務等に奔走いただいている皆さんにお見舞いと労いを申し上げた。役員の皆さんに見送られて会館を出発し、宿舎として予約したホテルのある北上市へ。

ホテルでは一部の部屋を除いてはテレビも見ることができ、待望久しく土地家屋調査士制度制定60周年記念事業として実現した土地家屋調査士を主人公にしたテレビドラマ『愛と死の境界線』を視る。黒木瞳さんほか豪華キャストが織りなす人間模様もさることながら、土地家屋調査士の仕事を理解した演技や会話に、さすがプロだな、と感心。

27日は早朝7時にはホテルを出発。陸前高田市に向かう。途中路面凍結のためチェーン装着などのハプニングの後、午前9時30分ごろには陸前高田市に入った。国道340号線沿いに沿岸部から6～7kmぐらいのところまで進むと津波に押し寄せられた家屋の残骸が山のように積み重なっている光景がいきなり飛びこんできた。海岸線に近づくにつれ、家屋とクルマの残骸の山が視界を覆う。高田松原第一球場付近では付近の土地全体が地殻変動で沈下し、今は水没してしまった土地にあったであろう構築物の天端が目に入る。

東北地方でも大きな都市のひとつであった陸前高田市は、市役所庁舎、主要商業ビル、学校、鉄筋の共同住宅までも4階付近まで津波が襲った跡がくっきり残り、既に残骸と化してしまっている。特に阪神・淡路大震災の際には経験することのなかった陸地の海面下への水没の現場には衝撃を受けた。地殻変動による地表面の水平・垂直移動がもたらす境界の混乱、既存の地図や測量図の取扱い、海面下になった土地の法的な扱い、復元の可能性、家屋の登記との関係…といった土地家屋調査士の専門分野への影響ばかりでなく、今後の住民の生活再建、土地区画整理や集団移住、被災地・近郊の非被災地それぞれの土地利用、地場産業への影響、復興街づくりのありようなど、多くの課題が押し寄せると思われる。事態が今なお進行中の福島県の原子力発電所の被災の影響や新聞やテレビの報道ではあまり報じられることのない津波被災地区以外でも、津波被災地区とはまた違った課題があるのではないかと思うとき、今次の大災害はまさに『国難』であることを体感した。

昼前に現地を後にし、会館に帰着したのは午後7時を回っていた。

## 28日

### 山川社長からの申し出

#### 法務省との打ち合わせ

午後 旧知の測量機器会社テクノ・アイ・システム社・山川道明社長から連絡を頂き、連合会や土地家屋調査士会が復旧支援に当たる際に必要となる測量関連機器の貸与等について申し出を頂いた。後日関係役員とともに詳しいお話をお伺いすることとしたが、有難い。

午後 瀬口専務理事と一緒に法務省に小出邦夫民事第二課長をお訪ねし、復興支援等についての日調連の取組みを報告する等、打合せ。

## 29日

### 民主党法務部門会議でヒアリング

#### 日本測量協会理事会

#### テレビ取材

午前 連合会内で午後から予定されている民主党・法務部門会議からのヒアリングに関する打合せの後、文京区春日にある測量会館で開催された日本測量協会の理事会に出席。席上、私から今後の震災に関する日調連の取組みの一端を報告するとともに、測量関連業務の入札等に関し報酬は低下傾向にあるが、品質の確保が重要であり、その面からも競争至上主義とも思える現下の受発注の風潮に危惧をしていることなどもお話しさせていただいた。

午後から国会議員会館で民主党法務部門会議が開催され招請いただき意見を述べさせていただいた。日調連からは①被災地における登記事務の円滑な処理について、②登記事項証明書等の交付事務の円滑さ・利便性の確保、③行政手続きにおける証明書類の添付に関する特別の措置、④土地の地殻変動と登記の取り扱いについての指針の早期発出、⑤土地の境界標識等の保全措置、⑥家屋の流失・全半壊等に伴う瓦礫の除去作業に必要な調査や不動産登記手続きに必要な現地調査の円滑さの確保、⑦行政機関や専門職・専門職能団体等が行う相談活動の支援、⑧複数の専門家団体が職能横断的に構成する復興支援組織の活用、の8項目を提言させていただいた。

夕刻になってフジテレビ系の番組『めざましテレ

ビ』から瓦礫撤去に伴う諸問題についての取材が入った。(翌早朝の番組内で放映されたとのことだが私自身は見ていない。)

## 30日

### 衆議院法務委員会

#### 復興支援打合せ

午前9時から国会に向かい、志野副会長、瀬口専務理事と一緒に開会中の衆議院法務委員会を傍聴。江田五月・法務大臣ほか政務三役、原優・民事局長はじめ政府答弁に当たられる方々が出席されて答弁に立たれたが、午前中質問席に着かれた辻恵委員、階猛委員、山崎まや委員、平沢勝栄委員、柴山昌彦委員の各先生方の質疑を傍聴させていただく。

災害による法務行政への影響、瓦礫撤去に伴う財産権の問題への対応や土地の境界の移動に関することと、対応に当たっては土地家屋調査士の活用を図ることなどを含め、大災害に対応するための諸施策、新たな立法措置など、法務関係の問題が議論された。

午後から被災地の復興支援に対する連合会の取組みについて関係役員の出席を得て打合せ会議。

その後、テクノ・アイ・システム社の山川社長、ニコントリンプル社の藤井マウロ・シニアマネージャー、同社の木元氏が来会され、先に打診のあった復興支援活動における測量関連機器の貸与等について打ち合わせ。

## 31日

### 臨時常任理事会1日目 辻恵・議連幹事長

午前 民主党土地家屋調査士議員連盟幹事長の辻恵衆議院議員と復興支援のための日調連の対応や予算要望などについて打ち合わせさせていただいた。

午後 臨時の常任理事会を開催し、今後の震災に関する報告、災害復興支援対策本部の設置について理事会で書面決議に付することとした。連合会災害対策基金の運用、被災会員への義援金及び被災地の土地家屋調査士会に対する交付金等についても協議。加えて、震災により経常会務の進捗にも影響があったことから平成23年度事業計画案、予算案の見直し等について協議した。

## 4月1日

### 臨時常任理事会

#### 臨時ブロック協議会長会議

午前中、昨日に引き続いて臨時常任理事会を開催し、23年度事業計画案等のほか、災害対策に関する補正予算に対する要望等について協議。

午後から山谷正幸・北海道、柴山武・東北、椎名勤・関東、林千年・中部、中村秀紀・近畿、高山吉正・中国、森和夫・四国の各ブロック協議会長、中村邦夫・九州ブロック協議会副会長(西龍一郎会長の代理)にご出席いただき、連合会の震災対応報告の後、福島会の被災の現状報告を柴山会長からお聞きした。その後、ブロック協議会長の皆さんから提案された議題として新たな義援金の募集と配分の方法や震災復興、災害復興支援対策本部の設置、政府の災害対策本部が実施される諸施策への対応等について意見交換。全国の土地家屋調査士会を挙げて被災会員と被災地の土地家屋調査士会を支援することを改めて確認いただいた。また、この日、地籍調査事業への関与等に関して大変お世話になった国土交通省国土調査課の安藤暁史・課長補佐が転任(国土地理院企画部地理空間情報企画室長へ)の挨拶に新任の出口智恵課長補佐とご一緒に来会いただいた。安藤室長には国土調査法の改正はじめ様々なシーンで土地家屋調査士の活用についてご理解とご指導を頂いたことに感謝の意を表させていただいた。

## 2日

### 宮城会において復興支援対策に関する打合せ

午前7時30分 竹内・関根両副会長、児玉理事と一緒に連合会を出発、宮城会へ。12時30分に会館到着後直ちに鈴木修・同会会長、鈴木洋一・同会業務部長、岩淵正知・連合会理事の皆さんと被災会員への支援策、被災地復興支援のための今後の取組み策等について連合会の方針や取組み等を説明のうえ、被災地の土地家屋調査士会としてのお考え等をお伺いした。

議題は市民相談、職権による滅失登記の支援、地図と現況の状態についての実態調査、瓦礫除去に係る調査、損害保険会社から要請のある被害家屋の調査業務など多岐にわたるが、被災現地に共同の仮事務所を建てて被災会員の業務支援と被災地の皆さんの復興支援の拠点にする構想を披歴された鈴木会長はじめ宮城会の皆さんから『安否確認

を終え、これからは被災会員と被災地の住民の皆さんの復興支援の時期』との意気込みをお聞きし、感銘を受けた。

会議後、連合会役員で市内若林区、七ヶ浜町ほかの津波被災地を調査。2週間前よりは道路付近は通りやすく片付けられてはいるものの、手つかずのままの倒壊家屋や、未だ浸水したままの土地にうず高く重なる家屋廃材、クルマの残骸が残る街の風景に身のすくむ思いだった。午後5時前に現地を出発し会館に戻った時は夜中の10時を過ぎていた。

## 5日

### 境界の移動に関する考え方についての民事局長への照会

#### 選挙管理委員会

#### 東京法務局・吉崎総務部長 古門民事行政部長

今年は連合会役員改選時であることから選挙管理委員会の第1回会議を開催。委員長に海野敦郎・神奈川会長、副委員長に信吉秀起・京都会長を互選。

午後、東京法務局の総務部長にご就任の吉崎千恭氏、同民事行政部長に着任された古門由久氏が新任の挨拶ということで会館にお見えいただいた。なお、この日は、発災直後から民事第二課に申し入れていた『地殻変動に伴う地表面の水平移動に伴う土地の境界についての考え方指針』の早期発出を日調連会長から原優・民事局長あて照会文書として発出させていただいた。

阪神・淡路大震災時には同様の指針が発出されたことにより境界紛争の多発を未然に防止でき得たこと、その後の登記事務が円滑に処理された経験から今次の地震においても早期に『動いた土地の境界』についての考えを法務省からできるだけ早期に発出いただきたいとの想いを込めている。

## 6日

#### 山舗・東京法務局長

#### 民事第二課・西江地図企画官

#### 職権による滅失登記

午後 山舗弥一郎・東京法務局長が退任挨拶にお越しいただいた。東京法務局長としてご在勤中は各種の公式会合等でもお目にかかる機会が多く、親しくお声がけいただいていたが、今春の異動で広島地方検察庁検事正に御栄転とのこと。局長が昨年、専門誌に寄稿された関東大震災にまつわるエッセイに感銘を受けたことなどをお話しさせて

いただいた。

また、法務省民事局民事第二課から今春の人事異動で新たに着任された西江昭博・地図企画官ほかの皆さんが新任の挨拶にお越しいただいた。

新聞報道によると、阪神・淡路大震災の時と同様、今次の地震において全壊した家屋の滅失登記を法務省は職権で行うことを決めたとのことである。

## 9日

### 近畿ブロック協議会会長会議

午後 近畿ブロック協議会の会長会議が大阪市内で開催され出席。連合会の震災対応の経過などを報告させていただいた。

## 10日

### 藤木常任理事ご尊父の通夜式

藤木政和・連合会常任理事(研究所長)の厳父・藤木政章氏のご逝去され、この日滋賀県長浜市の自宅で通夜式が営まれ、中村秀紀・近畿ブロック協議会長ほかの皆さんとともに参列、焼香させていただきました。故人は昨年まで50年近く、滋賀会の会員として活躍された方で同会の会員多数が参列し故人を偲んだ。

## 11日

### 法務大臣ヒアリング

#### 第1回正副会長会議 第1回常任理事会

午前 法務省大臣室に江田五月・法務大臣をお訪ねし、今次の震災における日調連としての政策要望を説明させていただいた。既に被災直後から数度にわたって政府や国会に職能団体として提言書等を提出し、ヒアリングを受けているが、土地家屋調査士制度・不動産登記制度の主務大臣である江田大臣に直接にお会いさせていただく機会を頂き、登記事務の円滑な処理や、土地境界・地図等に関する諸問題に対する万全の措置をお取りいただきたいこと、日調連の取組み等を説明させていただいた。

江田大臣との面会后、民事第二課に小出課長をお訪ねし、若干の時間ではあるが、意見交換をさせていただいた。

その後、正副会長会議を開催し、午後から予定し

ている第1回常任理事会の運営等について意見調整。

## 11日~12日

### 震災から1か月

#### 第1回常任理事会

この日で東日本大震災から1か月が経過した。警察庁の発表によると、4月11日現在で震災による死者は13,116名、未だ行方不明の方は14,377名、物的な面では建物被害は221,638棟に及ぶとのことである。土地家屋調査士会員ご自身やご家族・職員の方々の被災やご不幸についての報告も頂いている。今なお東京にいても感じられるほどの余震は連続して発生しているが、福島県の原子力発電所の損壊に伴い避難されている方々を含め、巨大地震により被災された多くの方々の無念さを思う。しかしながら一方では政府の復興構想会議が発足し、特区や土地買い上げも視野に入れた新たな施策を検討することが報道されている。1日も早い復興を願い、土地・建物を業務のフィールドとする専門職業家の一角にある土地家屋調査士の団体として、十全の取組みをしなければ、と思いを新たにしたい。

この日、平成23年度第1回の常任理事会を開催。近く開催の理事会への提案議題の多くはその後の連合会総会における議題となることから、審議事項は平成22年度収支決算案や平成23年度事業計画案、同予算案など多岐にわたった。土地家屋調査士制度制定60周年を機に、土地家屋調査士法制定の昭和25年7月31日に因んで、7月31日を『土地家屋調査士の日』と制定する案についても構成員一同異議なく承認された。理事会に上程後、賛意を得られれば今年の総会に付議する。

## 13日

### 被災地における相談業務

法務局が実施する被災市民対象の相談所への司法書士会員・土地家屋調査士会員の出向協力体制について、すでに法務省との打合せが進み、日本司法書士会連合会とも協力体制を敷くことを確認しているが、いくつかの課題について、日調連・細田長司会長と直接に意見交換。

# 土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成23年 3月 1日付  
東京 7655 船越 信宏 長野 2558 増田 年晴  
新潟 2171 永倉 良徳 新潟 2172 須藤 哲男  
京都 828 濱口 育也 京都 829 海本 貴之  
愛知 2764 小栗 隆宏 愛知 2765 小谷 勇人  
愛知 2766 水野 敦司 福岡 2183 西村 郁  
長崎 766 野村 健一 熊本 1168 興梠 周栄  
青森 752 三上 大介

平成23年 3月10日付  
東京 7656 荒川 和盛 東京 7657 梅津 彰  
東京 7658 藤本 謹也 千葉 2087 永樂 剛史  
群馬 1001 三倉 明子 山梨 386 若尾恭一郎  
兵庫 2380 水田 直樹 奈良 418 坂本 嘉之  
愛知 2767 星野 義隆 岡山 1348 小田原宏樹  
福岡 2184 山本 孔一 福岡 2185 稲村 正憲  
鹿児島1036 地頭所亮太 鹿児島1037 小原 翔  
鹿児島1038 梶 真琴

平成23年 3月22日付  
東京 7659 芦川 博行 長野 2559 武田 尚之  
愛知 2768 西山 広明 愛媛 826 渡辺 和久

登録取消し者は次のとおりです。

平成23年 1月 1日付 長野 862 内田 穰  
平成23年 1月 5日付 札幌 1087 蟻戸 重男  
平成23年 1月16日付 熊本 907 尾方 利光  
平成23年 1月30日付 神奈川 2022 反田 哲郎  
平成23年 2月 4日付 大阪 1872 田村 茂  
平成23年 2月11日付 千葉 1581 三輪 晋  
平成23年 2月16日付 大阪 577 中西 健造  
平成23年 2月20日付 長崎 564 中尾 駿祐  
平成23年 3月 4日付 山形 914 山口 陽三

平成23年 3月 1日付  
大阪 2880 藤倉 健二 愛知 2488 本田 充孝  
福岡 2181 坂本 充則 福島 610 小野 功  
山形 1175 大川 守

平成23年 3月10日付  
東京 4359 氏家 淳 東京 4736 伊藤 順一  
東京 6171 清水 定信 東京 6387 松崎 仁  
神奈川1958 石川 徹 神奈川 2295 伊藤 明浩  
長野 1989 唐沢 鎮江 長野 2381 滝沢修次郎  
大阪 1105 池田 良治 兵庫 1415 林 明仁  
愛知 2344 横井 邦夫 山口 843 木村 哲俊  
島根 400 藤田 輝夫 山形 1109 渡邊 兆  
札幌 861 佐藤 正孝 高知 532 中島 重義

平成23年 3月22日付  
東京 4905 押野 昭夫 兵庫 1915 佐藤 常二  
大分 534 田部 好博



普段力 水上陽三

佐保姫のいろはにはほへと雑木山  
近寄ればげんげにあらず宝蓋草  
坂東太郎へ枝差し延べし桜かな  
めりはりの利くうちが花鬱金草  
普段力そこそこありて山わらふ

雑詠

水上陽三選

岐阜 堀越貞有

しゃぼん玉疲れを知らぬ子に疲れ  
夜桜や手をつなごうか腕くもうか  
春昼やコーヒーカップのラテアート  
言ひ訳のねた尽き果てて春尽きる  
はなむけに旅たちの歌鳥雲に

愛知 清水正明

地雷なき土地の柔さや青き踏む  
春寒や義朝塚の太刀の先  
ドラエもんのポッケのごとき春の夢  
春泥は地場の土産や朝採り菜  
舞姫の祇王井川の落花急

茨城 島田 操

春寒や倒れし家の柱焚く  
原発の事故のニュースや種浸す  
余震なほ続く避難所春の雪  
春の地震蠟燭の灯で日記書く  
佳きことの招待状や桃の花

東京 黒沢利久

原子炉の冷却いかに春の雲  
仙台の地震に家族の春炬燵  
春寒し夜の原発の消防隊  
日本の半分揺れる彼岸西風  
余震なほ交番の脇さくら咲く

埼玉 井上 晃

ひとり子は女でありし雛の間  
貸し畑を打つやここでも隣人  
土手青み坂東太郎たのもしき

今月の作品から 水上陽三

堀越貞有

シャボン玉疲れを知らぬ子に疲れ

孫に付き合わされたのであろうか、シャボン玉遊びに興じて飽きを知らない子供に辟易しているのである。何につけても疲れを覚えない子供の存在を通じて自らの老いに悲哀を覚えているのである。

清水正明

春寒や義朝塚の太刀の先

先月のこの欄でも触れたが、この作者は歴史に興味を持ち史跡を尋ねてはそれを題材として特異な俳句を作られている。したがって作品中に、史跡の固有名詞が多く出てくる。しかし、固有名詞が多くの人に知れ渡っていることが観賞の難易に影響するというマイナス要素を含んでいることは否めない。この作品にしても、義朝塚の由来と、太刀の関わりが分らないと理解できないで

あろう。このことに触れたくて取り上げたが、この句の義朝塚は知多半島野間大坊の境内にあり、湯殿で謀殺されるとき「せめて一本の木太刀ありせば」と叫んだとかで、木太刀を供え非業の最後を追悼しているとのことである。作者は、その木太刀の切っ先に春寒を感じているのである。五句目の祇王井川も、平清盛の寵愛を受けた白拍子祇王が水不足の故郷のため清盛にねだって作らせた祇王井川の桜に発想したものである。

島田 操

佳きことの招待状や桃の花

桃の花の季語がよく効いている作品として取り上げた。この作品を読む多くの人が、結婚式の招待状だと感ずるであろう。桃の花の柔らかいピンクが華燭の典を想像させる雰囲気を持っているのである。

黒沢利久

日本の半分揺りし彼岸西風

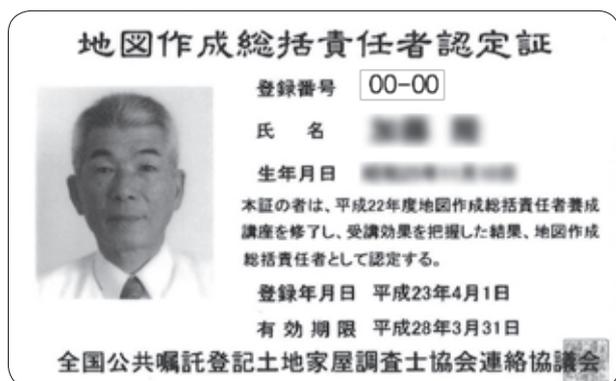
原句は「揺れる」と現在形であったが「揺れし」と過去形にした。今回の投句には他の作者の作品にも東日本大震災に関わる多くの作品があったが、いずれも罹災者としての作品ではなかった。勿論罹災者自身は俳句を作れる状態ではなかったと思う。この作品の季語は、彼岸の頃吹く西風である。東北地方は彼岸というのに雪の降る寒い日が続いていた。地震・津波さらに原発事故が加重された東北から茨城千葉に至る東海岸の被害は言語に絶する。日々刻々と報道されるニュースを見るに付け、被害を免れた日本人の人々が耐えるものを耐え余力を被害地が復興を遂げるまで長期に亘って援助の手を差し延べなければならぬと切に思う。

## 第1回地図作成総括責任者誕生

これまで、各種の法律(不動産登記法・国土調査法・区画整理法・土地改良法等)に基づき作成し登記所に送付され、不動産登記法第14条1項地図として閲覧に供されている地図の作成過程に、専門家である土地家屋調査士が関与しているか判りづらい側面がありました。

そこで、不動産登記法第14条1項地図作成の主たる担い手である公嘱協会の連絡組織である全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会が、全国の加盟土地家屋調査士協会の社員の中から地図作成のトータルマネジメント能力を備えた専門家を認定し公開することが地図作成の発注機関にとって有益であると考え、地図作成総括責任者制度を創設しました。

地図作成総括責任者の養成講座は、実際に作業従事する者を対象としているものでなく、地図に関する一定の知識及び実務経験(単に測量技術に優れているのみでなく、不動産登記法の趣旨を十分理解し、表示に関する登記に十分に精通し、地図等の性質や沿革を熟知し、地図作成における専門的知識を有していること、また、個人情報の管理が適切に実施できる十分な責任能力があること。)を有し、かつ、作業責任者として基本計画・作業計画の立案に関与した者を対象として講座を開設し、A講座(平成22年4月15日～4月16日：東京会場) B講座(10月21日～23日：松山会場)を受講し、講座ごとのレポート審査を行うものであり、今回は38名の地図作成総括責任者が誕生しました(平成23年4月1日付け)。地図作成総括責任者へは、地図作成総括責任者認定カード(携行用)を全公連から交付しました。



詳細は、全公連のホームページ(<http://www.zenkoren.jp/>)をご覧くださいと思います。

不動産登記法を始め、多くの法律に基づき地図が作成されていますが、作成された地図を登記所が受け入れて、国民に不動産登記法第14条1項地図として公開し、一筆ごとの財産を明確に示す公示手段として活用しています。公開された時点で各種の法律に基づき作成された地図も不動産登記法第14条1項地図であり、不動産登記法が求める基準は満たしています。

しかしながら、出来上がった地図には表現されないような作成過程における多くの問題点をどのように解決して地図として取りまとめられたかが重要です。そこで、多くの地図作成作業当初から納品に至るまでの全工程において、地図作成総括責任者が地図の作成に係わることで、作成作業中に発生する多くの問題点(筆界と所有権界の相違・備付地積測量図等の疎明書面と公図の相違・官民境界査定資料との相違等)を合法的(登記手続・筆界特定制度・ADR制度等の活用)に解決して地図を作成することが可能となります。

今後の取り組みとしては、地図作成総括責任者の認定を受けた土地家屋調査士協会社員の多くの者が地図作成事業に関わることが、高精度・高品質の地図を最小の予算で作成することが可能となると考えております。地図作成機関へ本制度の利活用を促進するため、制度の啓発をする予定です。

## 今後の会議予定

- 4月11～12日 第1回正副会長会議
- 4月18日 第1回監査会
- 4月18～19日 第1回理事会
- 4月19日 第1回役員選考委員会
- 6月6日 第26回定時総会
- 6月7日 第1回研修会

3月

23日

第5回財務部会

<協議事項>

- 1 平成22年度決算見通しについて
- 2 平成23年度一般会計予算(案)及び特別会計予算(案)について
- 3 平成23年度会館特別会計の予算措置並びに土地、建物及び建物付属設備(固定資産)の一般会計から会館特別会計への移動について
- 4 平成22年度財務部事業計画に基づく旅費規程等の運用精査について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正及び消耗品に関する運用規程新設に伴う固定資産並びに消耗備品に関する資産処理について

23日～24日

第6回研修部会

<報告事項>

- 1 土地家屋調査士新人研修について
- 2 会員必携について
- 3 第6回土地家屋調査士特別研修について

<協議事項>

- 1 平成23年度研修部事業内容概略説明書について
- 2 土地家屋調査士専門職能継続学習(CPD)制度について
- 3 研修体系について
- 4 日本測量協会の研修会等について
- 5 eラーニングについて
- 6 平成22年度研修部事業経過報告書について

24日

第13回編集(電子)会議

<協議事項>

- 1 会報掲載記事について
- 2 ホームページについて

第1回CPD評価検討委員会

<協議事項>

- 1 専門雑誌及び専門図書の購読について
- 2 土地家屋調査士専門職能継続学習の認定基準表の改定について

25日

第6回業務部会

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士法第64条第1項について(中部ブロック照会)の回答案の検討について
- 2 年計報告書の目的外使用に関する照会について
- 3 調査・測量実施要領の改訂について
- 4 実態調査報告書について

28日

第6回財務部会

<協議事項>

- 1 平成22年度決算見通しについて
- 2 東北地方太平洋沖地震の被害発生による現地災害対策本部運営費の交付並びに被災会又は被災会員に対する義援金等の給付に関する計画(案)

について

- 3 平成23年度一般会計予算(案)及び特別会計予算(案)について
- 4 第5回財務部会協議事項確認

29日～30日

第6回社会事業部会

<協議事項>

- 1 平成22年度社会事業部事業執行の進捗状況確認と今後の対応と成果について
- 2 地図の作成及び整備に関する事項
- 3 筆界特定制度に関する調査及び研究に関する事項
- 4 境界問題相談センターの設置推進及び支援等に関する事項
- 5 公共嘱託登記関連業務に関する環境整備に関する事項
- 6 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項
- 7 平成23年度社会事業部事業計画(案)及び同予算(案)について

31日～4月1日

平成22年度臨時常任理事会

<報告事項>

- 1 東北地方太平洋沖地震関連報告

<審議事項>

- 1 日本土地家屋調査士会連合会災害復興支援対策本部の設置について

<協議事項>

- 1 平成23年度臨時全国ブロック協議会長会同の運営等について
- 2 東北地方太平洋沖地震の被害発生による現地災害対策本部運営費の交付並びに被災会又は被災会員に対する義援金等の給付に関する計画(案)について
- 3 平成23年度事業計画(案)、同一般会計予算(案)及び同特別会計予算(案)について

4月

1日

平成23年度臨時全国ブロック協議会長会同

<報告事項>

- 1 東北地方太平洋沖地震に関する連合会報告
- 2 被災地の土地家屋調査士会からの報告
- 3 土地家屋調査士特別研修日程等について

<災害復興支援対策について>

- 1 連合会災害復興支援対策本部の設置について
- 2 政府災害対策本部への対応について

5日

第1回選挙管理委員会

<協議事項>

- 1 委員長の互選について
- 2 役員選任規則に係る選挙事務について

7～8日

第1回財務部会

<協議事項>

- 1 平成22年度一般会計及び特別会計の決算につ

- いて
- 2 平成23年度一般会計及び特別会計の予算(案)について
- 3 平成23年度財務部関係事業の具体的執行計画について
- 4 土地家屋調査士賠償責任保険・全員加入方式導入について

**11日**

第1回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成23年度第1回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

**11日～12日**

第1回常任理事会

<審議事項>

- 1 平成22年度一般会計及び特別会計収入支出決算報告について
- 2 平成23年度事業方針大綱(案)及び同各部事業計画(案)について
- 3 東日本大震災の被災会員等に対する連合会会費、登録手数料及び認証局発行料金の免除措置について
- 4 平成23年度会館特別会計の予算措置並びに土地、建物及び建物付属設備(固定資産)の一般会計から会館特別会計への移動について

- 5 平成23年度一般会計及び特別会計収入支出予算(案)について
  - 6 「土地家屋調査士の日」の制定について
  - 7 第68回定時総会提出議案について
  - 8 日本土地家屋調査士会連合会筆界特定制度推進委員会規則の新設(案)について
  - 9 平成23年度連合会顕彰受賞者について
  - 10 土地家屋調査士研修体系の連合会ホームページへの掲載について
  - 11 eラーニング利用規約の新設(案)について
  - 12 コンテンツ講師料規程の新設(案)について
- <協議事項>

- 1 第68回定時総会の対応について
- 2 認定登記基準点に係る公開情報の入力等に係る費用及び運用等について
- 3 土地家屋調査士事務所形態及び業務報酬に関する実態調査報告書について
- 4 境界問題相談センターのADR運営報告書について
- 5 その他
  - (1) 法務省文書(「表示に関する登記における実地調査に関する指針」の改訂に伴う土地及び建物の実地調査に関する要領の見直し及びその実施時期について)の取扱いについて

**14日～15日**

平成22年度監査会

# NETWORK 50

## 京都会

### 「60周年記念事業 チャリティーボウリング大会」

60周年記念事業実行委員 出野 洋司



『京都 土地家屋調査士』第148号

11月27日(土)に福知山サンケイボウルにて、当会初のチャリティーボウリング大会が開催されました。いつもイベント事は京都市近辺でしたので、今回はなんと北部の福知山で、雪の降る前にと計画しました。師走を控えた忙

しい時期に、参加者が集まるのがとても心配でしたが、皆様のご理解により76名の参加があり、盛大に開催することができました。ありがとうございました。

この大会では家族や補助者の参

加OKということで、私も家族4人で参加しました。あまり得意でなく、久しぶりのボウリングだったのですが、家族に格好の悪いところは見せたくなく、司会ということもあり、すこし緊張していました。しかし、始めてみるとすぐ調子がよく(神様はちゃんと見てくれている)今までのベストスコアもあり、なんとか父親の面目が保てました。私自身は8位と大健闘で、満足しております。しかし主催する実行委員長の大西先生が優勝されるとは…。その優勝賞品は、当日賞として27位の山下耕一先生の奥様で山下敏子様に送られました。

結果は以下のとおりです。

- 優勝 大西 淳 副会長  
2位 小槻 吉彦 様  
(木村實雄事務所)  
3位 壺内 武志 様  
(山下耕一事務所)  
4位 信吉 秀起 会長  
5位 新 邦夫 先生  
6位 (女子優勝)  
今井 敦子 様  
(大西淳事務所)

以下省略させていただきます。

また、このボーリングによる親睦とともに、もう一つの目的であります募金を、皆様にお願ひしました。参加費の一部と、ゲームの中でストライク・ガーターを出した方には、一定の募金をお願いし

ました。募金結果は、125,628円と、たくさんのご協力をいただき、本当にありがとうございました。募金先は、社会福祉法人「舞鶴学園」という児童養護施設です。当日の閉会式には、お忙しいにもかかわらず、園長の桑原様がおいで頂き、お礼の言葉をいただきました。

ホームページには「皆様から頂きたいのは、好奇の目や同情ではなく、同じ人生を生きる人間として共生していくための理解と支援です」とあります。

年末から騒がれております伊達直人(タイガーマスク)現象ですが、2月に入ってもこの現象は続いており、善意の気持ちは施設の児童にも届いていると思います。

この60周年記念事業の実行委員として担当させていただき、たくさんの方の事業を行ってききましたが、ようやくその役目を終えようとしています。この実行委員会のなかで信吉会長はおっしゃりました。「この60周年記念事業をきっかけとして始まった事業を、今後も継続していく事に意味がある」と。この60周年記念事業から始まり、今後ながく事業が続けられるようにと思います。



#### 舞鶴学園よりお礼状

学園周辺の山々も紅葉が進み、冷え込みも秋の深まりとともに身体に感じるようになりました。いかがお過ごしでしょうか？お伺い申し上げます。

さて この度は当学園児童のために《チャリティ・ボウリング》を実施され、その収益をご寄付賜りましたこと、謹んで厚く御礼申し上げます。当初は降って沸いたお話を驚きでございましたが、当日、目録をいただきます際に皆様の児童養護施設に対する真摯なお気持ちが、ストレートに温かく、そして優しく伝わってまいりました。ただただ感謝の気持ちで、その場を後に致しました。

学園の近況をご報告いたしますと、直近では家に帰りたくないと訴えて、自ら施設での生活を希望した高校生や、家庭での虐待で施設生活を希望した中学生などの入園が連続いたしました。高校生のケースも虐待のケースです。本人が訴えたことで発覚したのですが、幼児期から虐待が継続していたようで、我慢を強いられたこれまでだったようです。背景には離婚、再婚があります。特に再婚の場合は、それまでの家庭が構成員次第でガラリと変わってしまうことがあります。大人の都合で、その状況にお付き合いを余儀なくされる子どもたちは大変です。誰の所為とは申せませんが、一番身近な大人から離れて生活せざるを得ない子どもにとって、入所理由如何では深刻な心の傷を負ってしまうことになりかねません。怯えながらの生活から逃げてくるわけですから、当施設での生活が安心して安全なものとして保障されるように、私も心して受け入れなければならないと思っております。

現在、来春に向けて家庭の受け入れ調整中のケースが幾つかあります。不安要素を抱えたまま家庭復帰するケースがほとんどですので、上手くいくようにと祈る思いです。やはり、家族みんなと一緒に暮らすことが何より自然なことです。少々不安があっても誰もそれを求めるのですが、その反面、家庭に戻れない子どもたちもおりますので、ケースによっては複雑です。

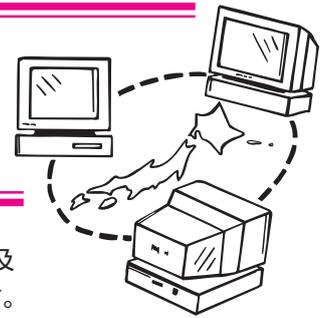
領収書を送付させていただきます。ご寄付の意図に副うように大事に活用させていただきます。皆様のご厚志にお応え出来るよう、私どもスタッフも気持ちを引き締めて努めて参る所存でございます。今年も残りひと月となりました。いよいよ寒波の到来時期を迎えますが、くれぐれもご自愛の上お過ごし下さい。ありがとうございました。

京都土地家屋調査士全  
会長 信吉 秀起 様

平成22年12月3日

児童養護施設 舞鶴学園  
園長 桑原 教修

# 会員の広場を利活用ください



平成23年5月10日から連合会ホームページ「会員の広場」へアクセスするためのID及びパスワードの登録方法等が変わりました。詳細は、連合会ホームページを参照願います。

なお、従来のID及びパスワードはご使用になることができません。連合会ホームページ「会員の広場」において改めて新規登録を行ってください。従来のID及びパスワードによってアクセスしようとした場合、新規登録画面へご案内いたします。

関係する事項	従来	現在
(1) ID	土地家屋調査士登録番号(6桁)	任意(会員が自由に設定) ※半角英数字11文字以内 * IDの変更を希望する場合、kaiin_hiroba@chosashi.or.jpへご連絡をお願いします。
(2) 発行時のパスワード	システムが決定	任意(会員が自由に設定) ※半角英数字8文字以上20文字以内、英数字混在必須
(3) ID・パスワード送信方法	名簿確認後、1～2日程度で、手動でメール配信	システム照会后、自動メール配信
(4) ID・パスワードを忘れた場合の対応	システムによる自動配信後または名簿等確認後、1～2日程度でメール・FAX・電話で連絡	システム照会后、自動メール配信
(5) パスワード変更方法	パスワード変更及び再発行は、自動メール配信	システム照会后、自動メール配信

## 「会員の広場」ID申請方法



連合会HPのトップページ  
(<http://www.chosashi.or.jp/>)  
から「会員の広場」をクリック

1

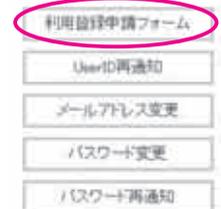
2



「同意して入場する」ボタンをクリック



「利用登録申請フォーム」  
をクリック



3

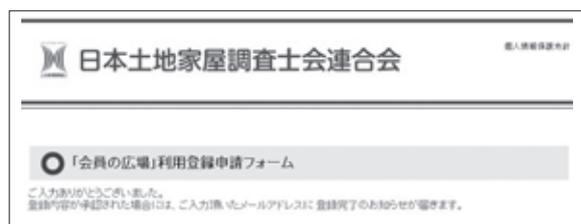
4

必須項目を入力して**確認画面へ**をクリック。  
入力内容を確認したら、**確定する**をクリック。

ご入力いただいたメールアドレスに登録完了のお知らせが届きます。

3日経過してもお知らせが届かない場合、連合会  
(電話：03-3292-0050、メール：rengokai@chosashi.or.jp)までご連絡ください。

なお、メールアドレスに誤りがあると届きません。



「想定外」のできごと

この度、東日本大震災により被害を受けられました皆様に心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復旧・復興を心より祈念いたします。

テレビでは、連日、地震や津波に関する研究者・学者、原子力発電所に関する専門家が口をそろえて「想定外の出来事」と言っていました。私たちは、地震、津波、ましてや原子力発電所の専門知識を持ち合わせていないので、今回のような大地震の時にどのような事態が発生するのかは「想定」すること自体できません。しかし、過去に3回も大地震があり、スマトラ島での大津波、非常用電源が全て喪失した時のことぐらい専門家であれば全て「想定」していたかなければ何のための専門家なのでしょう。不思議に思いました。

100～200年に一度の大津波に対応するスーパー堤防、学校の耐震化、災害対策に関する費用、地震

保険に関する費用など「効率化」のもとに削減されてしまいましたが、本来、安心・安全に関することについては、非効率であっても対応する必要があるのではないのでしょうか。

繰り返し余震が続き、まだまだ予断を許さない状況ではありますが、復興に向けての動きは着実に進んでいます。何かの本に「逆境こそ未来を拓く」とあったことを思い出しました。私たちは、この大震災を契機に、立ち止まることなく災害を乗り越え、新たな次元に向けて歩を進めなければなりません。今は、苦しく厳しい状況かもしれませんが、いつの日か必ず素晴らしい形で復興するはず。そのことが震災の犠牲となった方々の無念と悲しみ、被災された方々の苦しみに応える唯一の方法ではないのでしょうか。

広報部次長 廣瀬 一郎

## 土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円

1年分 1,200円

送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会<sup>®</sup>

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社